

令和4年度第2回岡山県地区防災計画等作成推進協議会

日 時：令和5年3月17日（金） 13:00～16:00

場 所：おかやま西川原プラザ 別館第6会議室

（会場とWeb（Zoom）開催によるハイブリッド方式）

1 開 会

2 議 題

- （1）令和3年度岡山県地区防災計画等作成推進協議会事業 決算報告
- （2）令和4年度岡山県地区防災計画等作成推進協議会表彰 表彰団体の報告
- （3）令和5年度岡山県地区防災計画等作成推進協議会事業 概要説明

3 令和4年度岡山県地区防災計画等作成モデル事業 取組成果報告

- （1）概要説明
- （2）モデル地区発表
 - ①倉敷市五福地区（地区防災計画）
五福地区防災協議会
 - ②玉野市広木地区（地区防災計画・個別避難計画）
広木地区自主防災会
 - ③里庄町殿迫地区（個別避難計画）
殿迫分館自主防災会
- （3）全体共有及び意見交換等
[進 行] 駒澤大学文学部社会学科 教 授 川 上 富 雄 氏
城西まちづくり協議会 事務局長 佐々木 裕子 氏

4 令和4年度岡山県地区防災計画等作成推進協議会表彰 表彰式

5 閉 会

※協議会終了後、全体交流会の開催（会場参加者で希望者のみ）

令和4年度第2回岡山県地区防災計画等作成推進協議会（日程表）

日 時：令和5年3月17日（金） 13:00～16:00

方 法：会場とWeb（Zoom）開催によるハイブリッド方式

場 所：おかやま西川原プラザ 別館第6会議室
（岡山市中区西川原 255）

時 間		内 容
13:00	5分	開 会
13:05～ 13:45	40分	協議・報告案件 ・議題1 令和3年度協議会事業 決算報告 ・議題2 令和4年度協議会表彰 表彰団体の報告 ・議題3 令和5年度協議会事業 概要説明
13:45～ 14:35	50分	令和4年度岡山県地区防災計画等作成モデル事業 取組成果報告 （1）事業概要説明（5分） （2）モデル地区発表（45分） ①倉敷市五福地区（地区防災計画） 五福地区防災協議会 ②玉野市広木地区（地区防災計画・個別避難計画） 広木地区自主防災会 ③里庄町殿迫地区（個別避難計画） 殿迫分館自主防災会
14:35～ 14:40	5分	質疑応答
14:40～ 14:50	10分	休 憩
14:50～ 15:50	60分	・各地区の取組の掘り下げ、課題や気づきの全体共有 ・意見交換、質疑応答 ・アドバイザーからの取組に対するコメント等 ・まとめ（取組の推進に向けて） [進 行] 駒澤大学文学部社会学科 教授 川 上 富雄 氏 城西まちづくり協議会 事務局長 佐々木 裕子 氏 [登壇者] 倉敷市、玉野市、里庄町
15:50～ 16:00	10分	令和4年度岡山県地区防災計画等作成推進協議会表彰 表彰式
16:00		閉 会
16:00～ 16:30	30分	全体交流会（会場の参加者のみ自由に交流）

目次

[議題関係]

- 議題1 令和3年度岡山県地区防災計画等作成推進協議会事業
決算報告 1～3ページ

- 議題2 令和4年度岡山県地区防災計画等作成推進協議会表彰
表彰団体の報告 5ページ

- 議題3 令和5年度岡山県地区防災計画等作成推進協議会事業
概要説明
 - 重点事業調書 7～8ページ
 - 地区防災計画・個別避難計画作成加速化事業 9～10ページ
 - 岡山県地区防災計画等作成推進協議会
サポーター設置運営要領及び様式 11～17ページ
 - 地区防災計画作成マニュアル 18～23ページ
 - 個別避難計画作成マニュアル 24～29ページ

[参考資料]

- 個別避難計画作成に取り組むみなさまへ
(先行自治体や関係者の経験を踏まえた作成手順例)
 - ケアマネジャー等の平素の取組の延長で取り組んでいただく場合 34～35ページ
 - 自主防災組織など地域主体の取組から着手する場合 36～37ページ
 - 本人・地域記入の個別避難計画から着手する場合 38～39ページ
 - 避難訓練や防災まち歩き等の延長で取り組んでいただく場合 40～41ページ

- 改正個人情報保護法の施行後の避難行動要支援者名簿及び個別避難
計画の情報提供に関する「条例に特別の定めがある場合」の取扱い 46～58ページ

令和3年度岡山県地区防災計画等作成推進協議会
決 算 書

収入の部

科 目	予算額	決算額	差 引	説 明
県 負 担 金	1,383,000	1,383,000	0	県からの負担金収入
諸 収 入	0	11	11	預金利息
合 計	1,383,000	1,383,011	11	

支出の部

科 目	予算額	決算額	残 額	説 明
報 償 費	338,000	337,140	860	アドバイザーへの謝金等
旅 費	113,000	112,045	955	アドバイザーへの交通費
需 用 費	190,000	189,750	250	ワークシート等の印刷費
役 務 費	368,000	367,950	50	動画編集費、表彰状筆耕料、 振込手数料
使用料及び賃借料	34,000	34,000	0	施設予約キャンセル料
補 助 金	340,000	332,660	7,340	事業実施地区への補助金
合 計	1,383,000	1,373,545	9,455	

収入総額	1,383,011 円
支出総額	1,373,545 円
差 引	9,466 円

令和3年度岡山県地区防災計画等作成推進協議会

事業実績報告書

内容		実績	実績額
事業費	協議会開催 (計3回)	各モデル地区に協議組織となる部会を設け、笠岡市金浦地区、和気町宮田地区、矢掛町美川地区において専門家等の派遣を通して地区防災計画や個別避難計画の作成の取組を支援するとともに、全体協議会では各地区の取組成果やノウハウ等の共有を図った。	12,490円
	アドバイザー派遣等	計画作成の助言等を行うため、協議会から3地区にアドバイザーの派遣を行った。その結果、笠岡市金浦地区及び和気町宮田地区では地区防災計画(素案)が完成した。また、矢掛町美川地区では、個別避難計画の作成に取り組み、国が示す手順に沿って福祉専門職の参画も得ながら地域住民が一体となり、地区9名の計画を作り上げた。	436,695円
	補助金(笠岡市金浦地区)	西日本豪雨災害では土砂災害や浸水被害の発生もあり、地域住民の防災意識は高い。今年度は毎月1回のペースで部会を開催。各地区の自主防災組織の会長など関係者が集まり、防災部会会長や防災士を中心に防災マップの見直しを行うとともに、新たな避難体制の構築や自主防災組織を中心とした地域による避難所の開設や運営をテーマに計画作成を行った。「地域防災力の向上で災害時の『逃げ遅れゼロ』を目指す」をスローガンに取組を継続している。地区防災計画(素案)を完成させ、3月上旬に笠岡市に対して計画提案を行った。	200,000円
	補助金(和気町宮田地区)	部会の開催数は少ないものの、部会以外で関係者が少数で集まり、今後の進め方や他地区の地区防災計画を参考に計画の項目や計画作成に向けた役割分担等を確認した。これまではイベントを中心に多世代交流を行ってきた一方で、大きな災害経験がなく防災意識が高くなかったことや若い世代が地区で住み始めていることもあり、参加者から提案のあった地区の状況を把握する「防災まち歩き」を実施。幅広い世代が楽しみながら防災に触れ、学ぶということを基本に進め、取組を通して地区防災計画(素案)を完成させた。	73,670円
	補助金(矢掛町美川地区)	国が示す手順に沿って、福祉専門職の参画も得ながら地域住民が一体となり、地区9名の個別避難計画を作り上げた。部会前半は専門家による講話により、防災や福祉に関する現状や動向について学ぶとともに、地区のハザードの状況や地域資源の洗い出しを行い、個別避難計画作成に向けた関係者の共通理解を図った。後半は当事者への聞き取りや説明を行うとともに、関係者が集まり地域調整会議を開催。避難支援のタイミングや方法、避難支援の際に配慮すべき事項等を確認した。最後は計画の実効性を検証するため、要支援者本人も参加して関係者で避難訓練を行った。地区内の別地域で新たに計画作成を行う見通しとなり、横展開に向けた好循環が生まれつつある。	58,990円
	動画編集(個別避難計画作成の取組)	市町村職員が実施する出前講座等での説明の際、動画を効果的に活用してもらい、地域住民等に取組の具体的なイメージをつかんでもらうことにより、個別避難計画作成を促進させることを目的に矢掛町美川地区の取組を記録した約15分のダイジェスト版を作成した。	330,000円
	協議会表彰	地区防災計画や個別避難計画の作成、作成の普及に関する取組を積極的に行っている団体(者)を表彰し、その功績をたたえることで、計画作成に対する県民の一層の関心と意欲を高め、計画の作成促進に資することを目的に今年度初めて事業として実施。功績が顕著な4団体に対して表彰状を贈った。	30,800円
	安心防災帳、備えるシール印刷	個別避難計画の作成の取組の教材として活用するため、国立障害者リハビリテーションセンター研究所が作成したワークシートとシールを印刷発注した。	189,750円
小計			1,332,395円
事務費	振込手数料	上記事業の支払いに係る銀行窓口での振込手数料	7,150円
	会場使用料	施設予約キャンセル料	34,000円
小計			41,150円
合計(①)			1,373,545円
うち県負担金充当額(②=①-③)			1,373,534円
うち自主財源充当額(③)			11円
県負担金(④)			1,383,000円
剰余金(返還額)(⑤=④-②)			9,466円

会計監査報告書


岡山県地区防災計画等作成推進協議会

会 長（岡山県危機管理課長） 中川 担泰 様

岡山県地区防災計画等作成推進協議会における令和3年度（令和3年4月1日～令和4年3月31日）の収支決算書及び関係書類等を監査した結果、正確かつ適正に処理されていることを確認しましたので、ここに御報告申し上げます。

令和 4年 5月23日

和気町危機管理室

監 事 室長 河野 憲一 

令和 4年 5月23日

岡岡市危機管理課

監 事 課長 平野 匡規 

令和 4 年度岡山県地区防災計画等作成推進協議会表彰（表彰団体の報告）

市町村名	区 分	団 体	作成計画
里庄町	団 体	殿迫分館自主防災会	個別避難計画

評 価	備 考
<p>町内で個別避難計画の作成がない中で、地域住民が主体となり、5名分の個別避難計画の作成に丁寧に取り組んだ。</p> <p>避難の実効性を確保するため、個別避難計画に併せて、タイムラインの必要性を訴え、全体の勉強会に取り入れてほしいと参加者から声を出すなど、取組全体を通して前向きな姿勢が見受けられた。</p> <p>また、里庄町、里庄町社会福祉協議会、殿迫分館自主防災会が連携し、避難所の設営及び運営訓練をともに実施するとともに、個別避難計画に基づく避難訓練の実施により、計画を検証するなど、常に課題を持って取り組んだ。</p> <p>“継続は力なり 停滞は後退なり”をスローガンに、平成 28 年の自主防災会の設立以降、資機材の整備や防災士の育成など、目に見えやすいところから着手。令和元年度は、防災マップを作成に着手し、翌年度、定期的に発行している防災便りとともに全戸配付し普及啓発をするなど、日頃から地域防災力の向上に取り組んでいる。</p>	<p>令和 4 年度 県モデル事業</p>

岡山県地区防災計画等作成推進協議会表彰要綱

(目的)

第1条 地区防災計画又は個別避難計画（「地区防災計画等」という。）の作成又は作成の普及に関する取組を積極的に行っているものを表彰し、その功績をたたえるとともに、地区防災計画等に対する県民の一層の関心と意欲を高め、地区防災計画等の作成促進に資することを目的とする。

(表彰の基準及び対象)

第2条 地区防災計画等の作成又は作成の普及に積極的に取り組み、その功績が顕著であると認められ、今後もその活動が期待できる団体について行う。なお、特に功績が顕著な個人について表彰できる。

(表彰の手続き)

第3条 表彰は、協議会会長が行う。

- 2 協議会の会員は、前条の基準に該当し、表彰することが適当と認められる場合は、別紙様式による推薦調書を協議会会長に提出する。
- 3 協議会会長は、推薦調書に基づき調査のうえ、適当と認める場合は表彰する。

(表彰の方法)

第4条 表彰は、会長が表彰状を贈ることにより行う。

- 2 被表彰者への諸連絡は、各推薦者から行う。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和2年度に行う表彰から適用する。

重点事業調書

担当部局・課名		知事直轄危機管理課			
重点事業の名称		命を守る！自助・共助・公助の取組促進事業			
第3次 生き生き プラン	重点戦略	Ⅲ 安心で豊かさが実感できる地域の創造			
	戦略の目録	4 防災対策強化プログラム			
	施策	1 重点 自らの命は自らが守る取組の促進 2 重点 互いに助け合う地域の防災力の充実強化 3 重点 県民の命を守る災害対応力の充実強化			
第2期 創生 戦略	基本目標	4 地域の活力を維持する			
	対策	4 地域の持続的発展のための活力の維持			
	課題パッケージ	4-③ 安全・安心な地域づくり			
終期設定(年度)	R7	予算区分	一般	事項名	防災対策事業費
現状、 課題、 必要性	<p>【現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成30年7月豪雨災害により県民の防災意識は高まったが、ハザードマップを確認している県民の割合が38.0%に止まるとともに、豪雨災害から5年経過し、当時の教訓や記憶も薄れつつある。 近年、風水害が頻発化・激甚化する中、高齢者や障害者等に被害が集中するケースが非常に多くなっており、要配慮者の避難の実効性確保が急務となっている。 これを踏まえ、令和3(2021)年5月に災害対策基本法が改正され、市町村に避難行動要支援者ごとに個別避難計画の作成が努力義務化されるなどの規定等が創設されたが、県内の現状は、全部作成済が2市町村、一部作成済が17市町村、未作成が8市町村となっている。 国からは、要介護度3～5の高齢者や身体障害者手帳1級・2級等を所持している者など自ら避難することが困難な者のうち、ハザードマップで危険な区域に住む者や、独居又は夫婦二人暮らしの者など、計画作成の優先度が高いと自治体が判断する者について、地域の実情を踏まえながら、おおむね5年(令和7年度)程度で個別避難計画の作成に取り組むよう促されている。 地域住民等が主体となり地域の特性に応じた自発的な防災活動を定めた地区防災計画については、5市町村・32地区が計画を策定している。 県及び市町村の災害対応力を向上するため、毎年度、水害対応、物資支援、地震対応の訓練を実施している。 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域コミュニティが希薄な都市部や避難支援者がいない過疎地など地域を取り巻く状況は様々であり、計画作成のノウハウを有する人材不足などの課題もあって、地区防災計画や個別避難計画の作成は十分進んでいない。 県が、今年度も含めて4ケ年にわたって地域とともに計画策定を進めてきた中で、積み重ねたノウハウや工夫があるため、これをマニュアル化して多くの市町村や地域で共有され、地域自らによる計画策定の動きにつなげる必要がある。 <p>【必要性】</p> <ul style="list-style-type: none"> 県民は、平成30年7月豪雨災害の経験により水害や土砂災害に対する被災イメージは持っているが、地震については、地震回数の少なさから危機感が乏しく、液状化や津波による被災イメージも持っていないため、引き続き、災害時は適切な避難行動をとってもらえるよう、住民への防災知識等の普及啓発が必要である。 「地域で助け合って命を守る」という共助の取組を促進するため、介護支援専門員協会など関係団体との連携促進や、計画作成に必要な知識・スキルの習得を持つ地域リーダーの養成などにより、地区防災計画等の作成機運を高め、地域住民や市町村自らが計画作成できるようサポートする必要がある。 これまで市町村には、県の災害対応訓練のため、県の集中配備室へ状況付与を行うコントローラー(協力者)として参加してもらっていたが、市町村職員自身の対応力向上のためにはプレイヤーとして参加してもらう必要がある。 				
	事業内容	<p>1 拡充地区防災計画・個別避難計画作成加速化事業 《3,259千円》</p> <p>(1) 防災・福祉対応力向上研修事業 《1,803千円》 要支援者を平時に支援する福祉専門職と、災害時に支援する自主防災組織等の地域関係者を対象に、計画作成に必要な知識・スキルを習得するとともに、相互理解を促進するための研修等を実施する。</p> <p>(2) 地区防災計画等作成推進協議会事業 《1,456千円》 令和元年度に設置した協議会の枠組みを活用し、4年度に作成するマニュアルの活用促進や先進的な取組事例の情報共有、アドバイザーによる助言などを実施し、計画作成の取組を加速させる。 (地区防災計画(避難支援個別計画)作成推進事業を組替)</p> <p>2 拡充防災訓練事業(水害対応訓練、地震対応訓練、総合防災訓練) 《8,953千円》 令和元(2019)年度より、防災訓練のコントローラー(進行管理及び状況付与)を外委託することにより、県職員や市町村職員が全員プレイヤーとして訓練に参加できるようにし、職員の災害対応力を高めてきた。今後さらに、共催市町村を増やし(1団体⇒2団体)、市町村の対応力と県との連携体制を強化することとする。</p>			

業の意図 効果等	<p>【意図】</p> <ul style="list-style-type: none"> 地区防災計画や個別避難計画の作成に取り組むことにより、地区住民の防災意識を高める。 防災部門と福祉部門との連携を促進するとともに、地域の実情に応じた各市町村における要支援者の避難の実効性確保に向けた取組を一層促進させる。 市町村の防災対応力を強化することにより県の防災対応力強化を図る。 <p>【効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> 地区防災計画や個別避難計画を作成するために話し合うことで、地区住民の自助・共助の防災意識が醸成される。 防災訓練事業による市町村や関係機関との連携強化と効果的な災害対応が実現する。 						
	事業目標	事業	生き活き指標、重要業績評価指標(KPI) 等	現状値	目標値	差	
	1(1)(2)	生き活きスマホアプリ等を通じて防災情報を入手する県民の割合	30.5%(R3)	33.4%(R6)	2.9%		
事業費の見積もり	区 分	R4 予算額	R5 予算要求額	R6 見込額	R7 見込額	R8 以降見込額	
	事業費(単位：千円)	11,146	12,212	12,212	12,212	3,334	
	財源内訳	国 庫					
		起 債					
		その他特定財源					
一 般 財 源		11,146	12,212	12,212	12,212	3,334	

地区防災計画・個別避難計画作成加速化事業

1 背景

地区防災計画や個別避難計画の作成については、モデル事業等の実施により、災害時の防災部門と平時の福祉部門が互いに業務を理解することの必要性や、熟度の高い地区においても実効性のある計画とするには、取組から得られる知見や課題を踏まえ、改善を加えながら、取組を進めていく継続性が求められている。

2 課題

- ・計画作成に対する全県的な機運醸成
- ・取組の広がり取組を広げるための人材の不足

3 趣旨

防災部門と福祉部門の相互理解を図り、計画作成に必要な知識と技術の習得を目的とした研修を実施し、計画作成の取組を後押しする。

また、既存のプラットフォームを活用し、これまでの取組により得られた関係団体とのネットワークを効果的に生かしながら、シンポジウムの開催や全国の先進的な取組事例の紹介等により、全県的な計画作成の機運の醸成を図る。

4 内容

(1) [県事業] 防災・福祉対応力向上研修等業務（継続）

要支援者を平時に支援する福祉専門職を対象に防災に関する基礎知識や計画作成に必要な知識・スキルの習得を目的とした研修及び要支援者を災害時に支援する自主防災組織等の地域関係者を対象に地域福祉に関する基礎知識や計画作成に必要な知識・スキルの習得を目的とした研修を実施するとともに、研修の参加者をはじめとした関係者を対象に防災と福祉の相互理解を深め、計画作成を促進するための意見交換会を開催し、支援を行う関係者の質と量の向上を図る。

(2) [協議会事業] 地区防災計画等作成推進協議会事業（組替）

既存のプラットフォームを活用し、これまでの取組により得られた関係団体とのネットワークを効果的に生かしながら、シンポジウムの開催や全国の先進的な取組事例の紹介等により、全県的な計画作成の機運の醸成を図る。

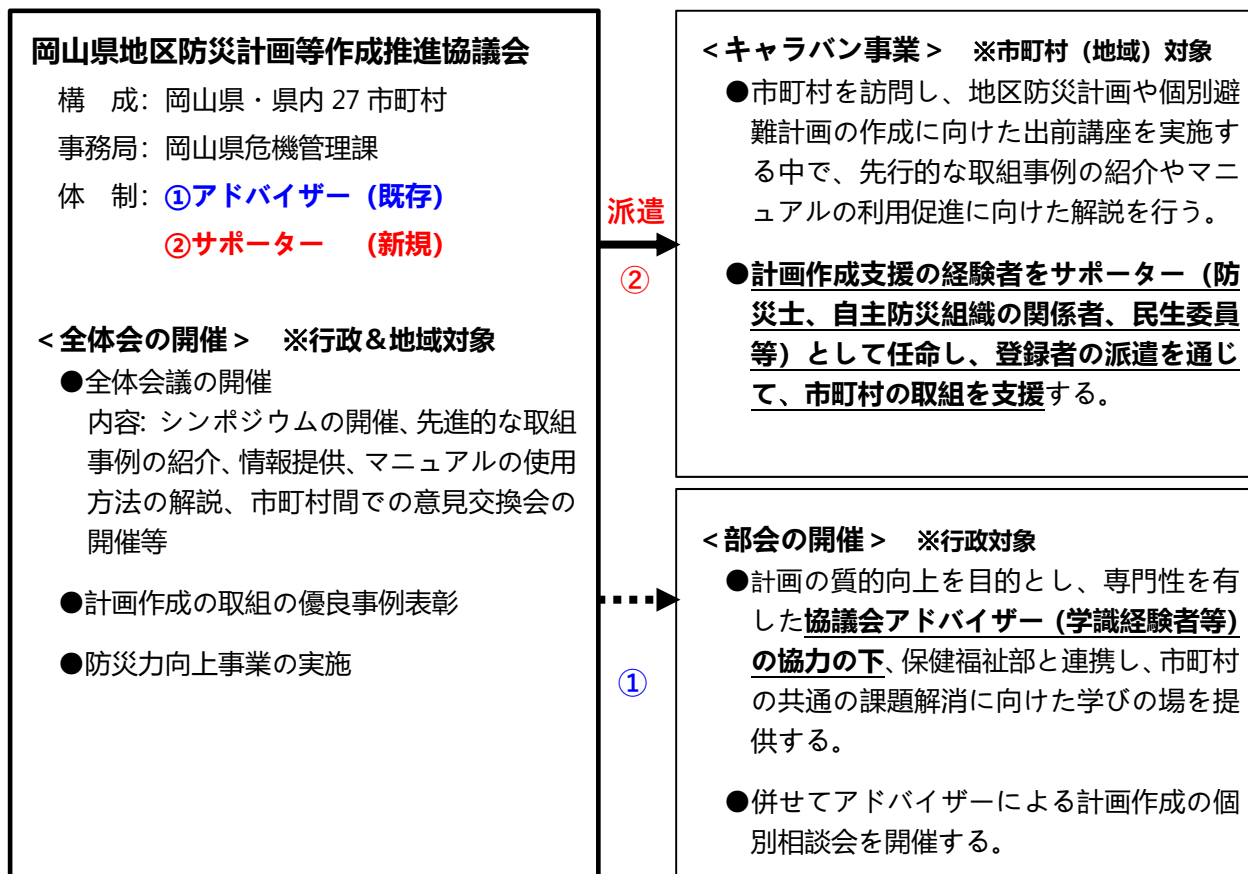
市町村に対しては、モデル事業の実施により得られたノウハウをまとめたマニュアルの有効活用を働きかけるとともに、計画作成に携わった経験のある方をサポーターとして登録し、その者を地域へ派遣することにより、地区防災計画及び個別避難計画の作成の取組を加速させる。

また、意欲ある市町村の参加を仰ぎ、県主体事業として協議会の中に部会を設け、保健福祉部の積極的な関与を求めながら、計画の質的向上を目的としたテーマ別の勉強会を開催する“学びの場”の提供により、市町村の取組を支援する。

4 事業終了年度

令和7年度

5 協議会事業のスキーム



6 予算額

3,259 千円

[内訳]	(1) 防災・福祉対応力向上研修等業務	1,803 千円
	(2) 地区防災計画等作成推進協議会事業	1,456 千円

[参 考]

■ 地区防災計画・個別避難計画の作成支援に関する令和5年度事業

- 防災まちづくり総合支援事業費補助金 (メニュー補助)
予算額: 10,600 千円の内数
- 個別避難計画作成の中核的な人材育成事業
予算額: 966 千円

岡山県地区防災計画等作成推進協議会サポーター設置運営要領（案）

（目的）

第1 地区防災計画や個別避難計画の策定に向けた話し合いをはじめ、研修や訓練の実施等、地域の主体的な取組を支援するため、岡山県地区防災計画等作成推進協議会サポーター（以下、「サポーター」という。）を設置し、その運営等について、必要な事項を定める。

（講師の委嘱）

第2 サポーターは、防災や福祉に対し、熱意と理解を有するとともに、知識が豊かで社会的に信望のある者のうちから、岡山県地区防災計画等作成推進協議会（以下、「協議会」という。）の会長が委嘱する。

2 サポーターの委嘱期間は、毎年委嘱の日から1年間とする。

（講師の職務内容）

第3 サポーターは、協議会の要請に基づき、防災や福祉に関する講話、計画作成の助言、先行事例の紹介、話し合いやワークショップの支援等を行う。

（講師の派遣）

第4 サポーターの派遣は、市町村、防災関係機関・団体又は自主防災組織等（以下、「派遣申請者等」という。）からの派遣申請に基づいて行うものとする。

2 サポーターの派遣を必要とする場合は、別紙様式（1）によるサポーター派遣申請書を事業開催の20日前までに協議会に提出しなければならない。

（結果報告）

第5 派遣を受けた派遣申請者等は、事業完了後10日以内にその結果を別紙様式（2）により協議会に報告するものとする。

（費用弁償）

第6 講師の謝金及び旅費は、原則として派遣申請者等において負担するものとする。

附 則

この要領は、令和5年 月 日から適用する。

サポーター派遣申請書 (案)

令和 年 月 日

岡山県地区防災計画等作成推進協議会会長 殿

(申請者)

団 体

氏 名 _____

下記のとおり、サポーターを派遣くださるよう申請します。

集 会 名										
開 催 日 時	開 催 場 所			参加対象者及び人員						
日	時 間	9	10	11	12	13	14	15	16	
程	行 事									
支 内 援 を う け る 容										
交 交 通 通 案 機 内 関	往 路	復 路								

(備考) 連絡担当者名簿、氏名、電話等

令和 年 月 日

団 体
氏 名 _____

実施結果報告書 (案)

下記のとおり報告します。

記

1 集 会 名	
2 開 催 日 時	
3 開 催 場 所	
4 参 加 者 数	
5 サポーター 及び内容	
6 実 施 結 果	
7 そ の 他	

※当日の資料と様子の分かる写真を実施結果報告書と併せて提出してください。

承 諾 書

岡山県地区防災計画等作成推進協議会サポーターに就任することを承諾します。

令和 年 月 日

岡山県地区防災計画等作成推進協議会会長 殿

住 所

氏 名

印

サポーター推薦書

市町村名・団体名： _____

氏名 <small>(ふりがな)</small>			
住所			
職業			
生年月日		年齢	
団体等の 役員履歴			
サポーターに 資する 活動履歴			
推薦理由			

サポーター申告書

フリガナ	
氏名	
住所	〒 TEL() E-mail :
連絡先 (勤務先)	〒 TEL()
職歴	
(1) これまでに行った計画作成の取組支援の主な実績を記入してください。	
(2) サポーターとして参加できる曜日や時間帯を記入してください。	
(3) 申告書内容を <u>県ホームページ</u> に掲載して差し支えないか、「○」でお答えください。 ※住所は <u>居住市町村名のみ掲載</u> （連絡先は掲載しません）	
() 掲載可 () 掲載不可	

地区防災計画・個別避難計画作成の支援メニュー一覧(案)

所属：〇〇 〇〇
氏名：〇〇 〇〇

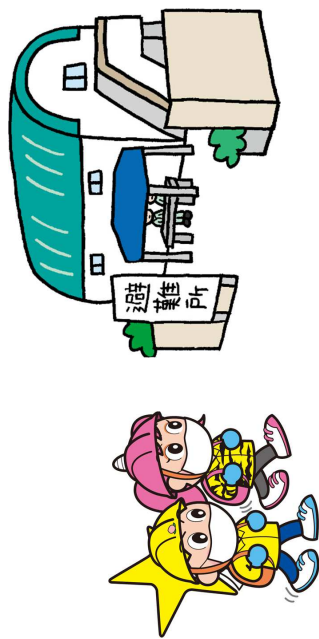
No.	メニュー	内容	講師として取組支援していただける該当内容に〇印をつけてください。
1	講話	地区防災計画や個別避難計画作成(①概要、②計画作成の進め方、③先行事例の紹介)	
2	助言	地区防災計画や個別避難計画作成過程における技術的助言	
3	啓発 (企画及び実施の支援)	防災講演会の開催等	
4	ワークショップ (企画及び実施の支援)	地区の特性の把握(自然・災害・社会の各特性に応じた地区の強みや弱みの把握)	
5	ワークショップ (企画及び実施の支援)	防災まち歩きの実施	
6	ワークショップ (企画及び実施の支援)	防災マップの作成	
7	ワークショップ (企画及び実施の支援)	災害図上訓練(DIG)の実施	
8	ワークショップ (企画及び実施の支援)	避難所運営ゲーム(HUG)の実施	
9	ワークショップ (企画及び実施の支援)	タイムライン(防災行動計画)の作成	
10	訓練 (企画及び実施の支援)	避難訓練の実施	
11	訓練 (企画及び実施の支援)	情報収集・共有・伝達訓練の実施	
12	訓練 (企画及び実施の支援)	初期消火、救出・救護訓練の実施	
13	訓練 (企画及び実施の支援)	避難所の開設・運営の訓練	
14	その他	()	

みんなで作る！

地区防災計画作成マニュアル



まずは、
ここからはじめてみませんか！！



岡山県危機管理課

〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号

TEL : 086-226-7562 FAX : 086-225-4559

作成日：令和5年3月

岡山県

はじめに

地区防災計画は、自分達の命と地区を災害から守るため、地区の居住者や事業所の方々が、事前の備えと自発的な行動をみんなで話し合い、共有しておきたい共通ルールや防災活動の内容を紙や冊子にまとめたものです。

甚大な被害が生じた平成30年7月豪雨災害をはじめ、過去の災害からも明らかであるように、発生直後は、行政機関はさまざまな災害時特有の対応に追われ、地区住民一人ひとりの安否確認や避難誘導等まで手が回らないことがあります。

そうしたときに大切になってくるのが「地域の力」です。地区住民が主体となり、落ち着いて適切な行動がとれるよう、日頃から「自助」として災害に対して備えを進めていただくことはもとより、顔の見える関係づくりと「共助」の仕組みにより、誰もが助かる地区になっていただきたいと考えております。

本マニュアルには、令和元年度から令和4年度にかけて、地区防災計画等作成モデル事業を実施し、モデル地区の計画作成の支援を通じて得られた知見やノウハウをまとめています。ぜひ、本書を手に取り参考にしていいただきながら、できることから始めてみましょう。

令和5年3月
岡山県

地区防災計画の作成に向けて

- 地区には、高齢者や障害のある方をはじめ、妊産婦や乳幼児、外国人などさまざまな方が暮らしています。災害時に、誰もが助かる地区になるためには、どのような備えや対策が必要か、みんな考えてみてください。
- あいさつや声かけなど、すでに地区で行われていることや、地区で引き継がれている防災に関する書き物が存在する場合があります。計画は一から作成する必要はありません。日頃の取組を整理してみてください。
- 最初から完璧を目指す必要はありません。計画事項の一式がそろわないと不十分であるというのは誤解です。「小さく始めて大きく育てる」という意識で取り組んでみましょう。
- 積み重ねを意識しながら、できるところから少しずつ取り組んでみましょう。話し合いが続くとモチベーションが下がってしまうことがあります。楽しみながら防災について学ぶ工夫をしてみましょう。
- 計画作成を行う取組の過程は1つだけでありません。取組数があるだけ、それぞれの進め方が異なります。地区の特性や実情に応じた、ふさわしい進め方を見つけてみてください。
- 何から取り組んでよいか分からないときは、「命を守り、そしてつなぐ」とを確実にやるよう、「避難」に特化したところから始めてみてください。



目次

第4部 地区防災計画の様式と記入例…………… 63

第5部 資料編 各種様式と参考資料

1 各種様式

- 水害時の避難行動の確認…………… 81
- 水害時に一時避難できる場所を確認…………… 82
- 水害対策の取組
 - (1) 地区の初動対応…………… 83
 - (2) 地区の行動指針…………… 84
- 自主防災組織等の役員名簿…………… 85
- 防災活動に関するスケジュール
 - ・年間スケジュール…………… 86
 - ・中長期スケジュール…………… 87
- 防災資機材の保有リスト…………… 88
- 防災体制及び緊急連絡先…………… 89

2 参考資料

- 活動支援プログラム
 - ①災害図上訓練…………… 91
 - ②防災マップの作成…………… 92
 - ③避難所運営ゲーム…………… 93
- 地区防災計画作成のスケジュール…………… 94
- 地区防災計画の項目検討（主要地区の計画比較）…………… 95
- 災害が起こるとき ―風水害・土砂災害編―…………… 96
- 警戒レベルと避難情報（風水害の例）…………… 98
- 避難行動判定フロー…………… 100
- 防災情報の入手…………… 101
- 用語集…………… 102
- 地区防災計画等についてもっとよく知る…………… 108
- 地区防災計画に関する市町村窓口…………… 112

第1部 地区防災計画

1 地区防災計画とは…………… 2

第2部 基礎編 地区防災計画を作ってみよう！

1 地区防災計画の項目例…………… 10

2 地区防災計画作成の流れ…………… 11

- Step 1 話し合いに参加するメンバー等を決める…………… 12
- Step 2 地区の現状や災害リスクを把握する…………… 15
 - ・2-（1）防災意識を高める…………… 15
 - ・2-（2）地区の特性を知る…………… 17
 - ・2-（3）防災まち歩きの実施…………… 21
 - ・2-（4）防災マップの作成…………… 21
- Step 3 課題を抽出し、解決に向けた防災活動を検討する…………… 29
- Step 4 地区防災計画（素案）を取りまとめる…………… 31
- Step 5 防災訓練を実施する…………… 32
- Step 6 取組を振り返り、素案の内容を見直す…………… 33

3 話し合いの進め方…………… 34

【プログラム例】

第1回	地区防災計画について（勉強会の開催）
第2回	地区の災害リスクの把握と資源等の洗い出し 防災まち歩きの実施、防災マップの作成
第3回	活動体制の検討
第4回	タイムラインの検討
第5回	各班の具体的な防災活動の検討
第6回	震災時における防災計画（素案）の披露

第3部 実践編 初動対応の検討

1 初動対応のルール化とタイムラインの検討…………… 54

地区防災計画作成マニュアル（ポイントと特徴）

[全体]

- 地区防災計画作成マニュアルについては「A4版」とし、ページの右上部にどの部分の説明をしているか、分かるように「見出し」を付けております。
- マニュアルを使用する対象者は、地域住民を想定しています。
- 地域住民の取組への理解と協力へのお願いをはじめ、計画作成は日頃の取組の延長線上にあり、その整理を行うこと。最初から完璧を目指さず、無理のない範囲でできるところから始めてほしいというメッセージを冒頭に掲載しています。
- 取り組む方のスキルやテーマに応じて、適切に使用していただけるよう、分量をあえて多めにしています。その中で防災活動のプログラム例や時間、活動の際に用意するもの、使用する様式、手順書等を紹介しています。
- イラストを多用し、計画作成時のポイントとなる部分は、県広報マスコット「ももっち」のイラストを使用するなど、おさらいができるようにしています。また、チェックボックス「□」を使用し、ポイントとなる部分を踏まえた計画作成が進められているか、確認できるようにしています。

(例)




[ポイント]



- 話がしやすい範囲を考えましょう。目的や目標を決めると、その達成のために必要な関係者の範囲や必要な取組内容も決まってきます。
- 地域の実情に応じて、様々な作成主体が考えられます。
- 地域で防災や福祉に携わる方をはじめ、様々な立場の方々の参加を求め、それぞれの視点での意見を求めましょう。幅広い世代の男女の参加を求めるなど、視点が偏ることのないよう工夫をしてみましょう。

地区防災計画作成マニュアルのページ構成


■第1部 地区防災計画

ページ	解説
2 ページ～	 第1部「地区防災計画」では、基本的な学びを中心に構成しています。「地区防災計画とは何か」「今、なぜ、取り組む必要があるのか」など、地区防災計画制度の概要や特徴、まず議論してほしい内容など、計画を作成する上で知っておいてほしいポイントや内容を Q&A 形式で紹介しています。

■第2部 基礎編 地区防災計画をつくってみよう！

ページ	解説
10 ページ～	 第2部「基礎編 地区防災計画を作ってみよう！」では、全体の流れの紹介後、各ステップに分けて取組のポイントを紹介しています。例えば、Step 2 の地区の現状や災害リスクの把握（15～28 ページ）では、県モデル事業を通して得られた気づきなどを盛り込みつつ、写真や様式例も交えて、ポイントを解説しています。
	 地区防災計画の項目例、計画作成の進め方やそのポイントを紹介しています。本編は、第4部「地区防災計画の様式と記入例」、第5部「資料編 各種様式と参考資料」を参照する形式で構成しています。

■第3部 実践編 初動対応の検討

ページ	解説
54 ページ～	 組織体制の構築では、初動対応のルール化が大切になります。本編では、災害発生時の初動対応について、時間の流れに沿った防災行動計画「タイムライン」に基づくルールづくりの検討と関係様式を紹介しています。

■第4部 地区防災計画の様式と記入例

ページ	解 説
63 ページ～	<p>☞ 計画作成のポイントを紹介しつつ、計画全体のイメージをつかみ、議論して文書化しやすくなるように、様式中に項目例や記入例を掲載しています。</p> <p>☞ これまでの話し合いの結果をスムーズに計画にまとめ上げられるよう、県内で先行的な取組を実施している地区や内閣府のガイドラインを参考に作成しました。</p>

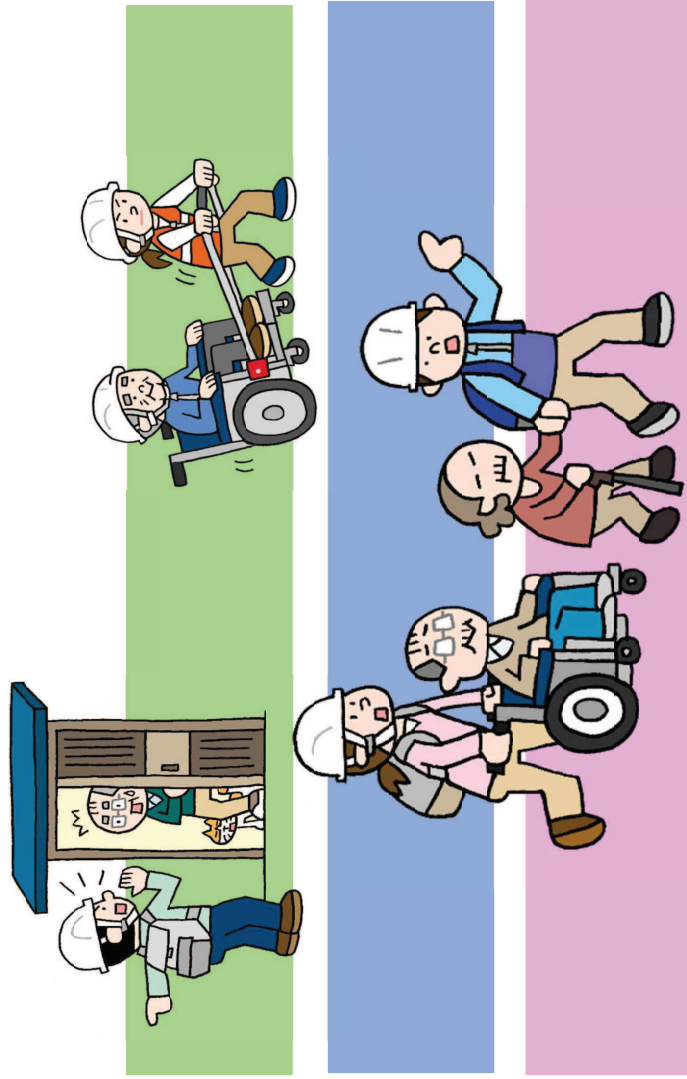
■第5部 資料編 各種様式と参考資料

ページ	解 説
81 ページ～	<p>☞ 計画の付属様式と計画作成時に参考にしてほしい資料を掲載しています。</p> <p>[掲載例]</p> <ul style="list-style-type: none"> ●活動支援プログラム 91～93 ページ 地区の自主的な取組を後押し、楽しみながら防災を学ぶプログラムとして、①災害図上訓練（DIG）、②防災マップの作成、③避難所運営ゲーム（HUG）を行う際の How to を紹介しています。 ●警戒レベルと避難情報 98～99 ページ 避難情報の発令時の状況や避難行動、避難する際のポイント、避難先等を紹介しています。 ●避難行動判定フロー 100 ページ 災害時の避難行動を事前にチェックするための判定フローを作成し、紹介しています。



自力での避難が困難な方の
災害時の避難行動・避難支援を考える

個別避難計画作成マニュアル



岡山県危機管理課

〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号

TEL : 086-226-7562 FAX : 086-225-4559

作成日 : 令和5年3月

岡山県

災害時に自力で避難することが困難な方が、支援を求めています。

避難支援に向けて皆さんの力をお貸しくください。

本マニュアルは、高齢者や障害のある方など、災害時に自力で避難することが困難な避難行動要支援者の避難を支援するための計画の作成方法をまとめたものです。

甚大な被害が生じ、要支援者の方が多数亡くなられた平成30年7月豪雨災害をはじめ、過去の災害からも明らかであるように、災害発生直後には、行政機関はさまざまな災害時特有の対応に追われ、要支援者一人ひとりの安否確認や避難誘導などまで手が回らないことがあります。

そうしたときに大切になってくるのが「地域の力」です。災害時に地域住民が主体となり要支援者を支援していただくだけでも、要支援者本人は日頃から「自助」として備えを進めていただくことはもとより、顔の見える関係性による「共助」の仕組みを生かした円滑で迅速な避難支援に向けた体制づくりが重要です。

本マニュアルには、令和元年度から4年度にかけて、地区防災計画等作成モデル事業を実施し、モデル地区の計画作成の支援を通じて得られた知見やノウハウをまとめています。ぜひ、本書を手に取り参考にしていただきながら、地域住民の方々と話し合ってください、できることから始めてみましょう。要支援者の支援体制づくりには皆さんの力が必要です。ぜひ、力をお貸しくください。



令和5年3月
岡山県

個別避難計画の作成に向けて(お願い)

○災害時は、自分の命は自分で守る(自助)ことが基本になりますが、地域には自力では避難できない高齢者や障害のある方も暮らしています。そのような方に対しては、地域のことをよく知っている皆さんによる支援や協力(共助)が欠かせません。

○災害時に支援をされる側とされる側が、あらかじめ、顔見知りの関係になっ
ていなければ、いざというときの支援は困難です。個別避難計画の作成は、あいさつや声かけなどによる、日頃からの関係づくりの延長線上にあるものですが、その多くはすでに取り組まれています。

○個別避難計画の作成に向けて、まずは、日頃から行っていることを整理してみませんか。

○あいさつや声かけ、見守りにより、要支援者本人の生活実態に変わりが
ないか、困りごとがないかなど、まずは、皆さんが無理のない範囲で、できるところから始めてみてください。



第1部 個別避難計画の作成(全体像)

- 1 基本用語の確認…………… 1
- 2 計画作成に向けたポイント解説…………… 5

第2部 個別避難計画作成の進め方

- 1 避難行動要支援者の支援の流れ…………… 11
 - 1-① 地域の状況把握…………… 12
 - 1-② 避難支援等実施者(支援者)の選定…………… 14
 - 1-③ 個別避難計画の作成…………… 17

[詳細解説]

- Step1 聞き取りに向けた準備…………… 21
- Step2 要支援者等への聞き取りを実施…………… 23
- Step3 個別避難計画(暫定版)の作成…………… 27
- Step4 地域調整会議の開催等…………… 33
- Step6 避難訓練の実施…………… 35
- 2 災害時における避難支援の実施…………… 39

第3部 参考資料

- 1 基本用語…………… 41
- 2 要配慮者と避難行動要支援者…………… 45
- 3 個別避難計画の作成…………… 47
- 4 避難行動要支援者名簿の取扱い…………… 51
- 5 避難行動要支援者名簿制度…………… 53
- 6 用語集…………… 55
- 7 Q&A(よくある質問に対する回答)…………… 59
- 8 様式例資料① 要支援者への聞き取りに向けた事前連絡 65
- 9 様式例資料② 生活状況等の聞き取り内容…………… 66
- 10 様式例資料③ 個別避難計画の作成・更新・提供に関する
同意を得るための様式例(内閣府様式) 67
- 11 参考資料① 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画
の記載等事項…………… 68
- 12 様式例資料④ 個別避難計画(内閣府様式)…………… 69
- 13 参考資料② 災害が起きるときー風水害・土砂災害編ー73
- 14 参考資料③ 警戒レベルと避難情報(風水害の例)…………… 75
- 15 参考資料④ 避難場所と避難所…………… 77
- 16 参考資料⑤ 避難行動判定フロー…………… 78
- 17 参考資料⑥ 非常持出品の準備…………… 79
- 18 参考資料⑦ 防災情報の入手…………… 80
- 19 参考資料⑧ 市町村窓口と連絡先…………… 81

第2部 作成の進め方

第3部 参考資料

第1部 個別避難計画

個別避難計画作成マニュアル（ポイントや特徴）

[全体]

- A3 見開きとし、左右のページを見比べながら理解できるようにしています。
- マニュアルを使用する対象者は、地域住民を想定しています。
- マニュアルの構成は次のとおりです。ページの右端に「見出し」を付け、どの部分を説明しているか、分かるようにしています。詳しくは、次のページで紹介します。
 - 1 個別避難計画の作成（全体像）
 - 2 個別避難計画作成の進め方
 - 3 基礎資料
- 地域住民の取組への理解と協力へのお願いをはじめ、計画作成は日頃の取組の延長線上にあり、まず、その整理を行うこと。無理のない範囲でできるところから始めてほしいというメッセージを冒頭に掲載しています。
- イラストを多用し、計画作成時のポイントとなる部分は、おさらいができるようにしています。また、チェックボックス「□」を使用し、ポイントとなる部分を踏まえた計画作成が進められているか、確認できるようにしています。

（例）





[ポイント]

- 訪問者は、訪問前に要支援者から聞き取る内容を整理しておく。
- 大人数での訪問や面談は避ける。要支援者の負担にならないよう、訪問者は2～4人で構成する。
- ご家族の同席をお願いする。
- 要支援者から個別避難計画書の作成と避難支援等関係者への提供に関する同意をもらう。
- 個別避難計画は、「可能な範囲で避難支援を行うものであり、身の安全を保証するものではないこと」を説明し、十分理解してもらう。




- 計画作成の流れ、用語、様式等で、当該ページで説明が足りていないところは、「●●ページ参照」と詳細ページに誘導しています。

個別避難計画作成マニュアルのページ構成



■第1部 個別避難計画の作成（全体像）

ページ	解 説
1 ページ～	 個別避難計画の作成の際に出てくる登場人物、基本用語、全体の流れ等の基本的な事項を紹介しています。
5 ページ～	<ul style="list-style-type: none"> ○左ページ：計画様式 ○右ページ：計画作成に着手するポイント  「計画様式を見ながら、計画作成に着手するポイントを学ぶ」（左→右ページ）、「計画作成に着手するポイントを学びながら、計画様式の構成を学ぶ」（右→左ページ）というように、それぞれの視点から計画の全体像を把握できるようにしています。

■第2部 個別避難計画作成の進め方

ページ	解 説
11 ページ～	 個別避難計画の作成について、基本的な流れを説明した上で、各ステップの進め方やポイントなどを紹介しています。
	 ①要支援者等からの聞き取りに向けた事前準備→②聞き取りの実施→③関係者での情報共有（地域調整会議の開催）というステップについてフォーカスし、県モデル事業で行ってきた流れやそこから得られた課題について、写真を交えて解説するなど、情報量を多くしています。
17 ページ～	 17、18 ページは、全体の流れを、21 ページからは、各ステップでの参加者、役割、用意するものなどを含めて紹介しています。

■第3部 参考資料

ページ	解 説
41 ページ～	 基本用語のほか、「要配慮者と避難行動要支援者の関係性」「個別避難計画作成の概要」「要支援者名簿の取扱い」「要支援者名簿制度」「用語集」を掲載し、取組に必要な基本情報を紹介しています。
59 ページ～	 よくある質問に対する回答を O&A 形式で紹介しているほか、早期着手できるように計画作成時に必要となる各種様式や記入例を掲載しています。

岡山県地区防災計画等作成推進協議会規約

(名称)

第1条 この協議会は、岡山県地区防災計画等作成推進協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、地域防災力の向上を図るために、県内の地区防災計画等の作成を推進することを目的とする。

(事業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するために、必要な事業を実施する。

(会員)

第4条 協議会の会員は、岡山県及び県内市町村等とする。

(役員)

第5条 協議会に次の役員を置く。

(1) 会長 1名

(2) 監事 2名

2 会長は、岡山県危機管理課長の職にあるものとし、監事は会長が指名する。

(役員職務)

第6条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

2 監事は、会計を監査する。

(協議会の招集)

第7条 協議会は、必要に応じて会長が招集する。

2 会員は、必要があると認めるときは、会長に協議会の招集を求めることができる。

3 協議会の招集は、あらかじめ開催日時、場所及び付議事項を示して、書面により会員に通知するものとする。ただし、急施を要する場合はこの限りでない。

(協議会の開催)

第8条 前条の規定にかかわらず、次の各号に該当するときは、会長は、会員の招集を行わず、書面その他の方法により意見を求めることにより、協議会の開催に代えることができる。

(1) 緊急を要する事態が発生し、協議会を招集する暇がないと認められるとき

(2) その他やむを得ない事情により協議会を招集することができないとき

(3) 会員の招集を行わず、書面その他の方法によるほうが合理的であると判断できるとき

(部会)

第9条 会長は、協議会の目的を達成するため必要に応じて部会を設置することができる。

2 部会の構成及び運営方法等については、会長が別に定める。

(事務局)

第10条 協議会の事務を処理するため、事務局を岡山県危機管理課内に置く。

2 事務局に事務局長を置き、事務局長は、岡山県危機管理課地域防災推進班長をもって充てる。

(予算及び決算)

第11条 協議会の予算及び決算は、事務局が作成し、会員の同意を得て会長が決定する。

(経費)

第12条 協議会の経費は、岡山県の負担金その他の収入をもって充てる。

(事業年度)

第13条 協議会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。ただし、平成31年度についてはこの規約の施行日から始まるものとする。

(残余財産の処分)

第14条 本会の解散に伴う残余財産の処分は、岡山県が決定する。

(その他)

第15条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会員に協議の上、会長が決定する。

附則

1 この規約は、平成31年4月23日から施行する。

2 この規約は、令和3年4月1日から施行する。

參考資料

個別避難計画の作成に取り組むみなさまへ

災害や避難、計画づくりを知る



常総市

訓練に参加する



常総市

避難を体験する



富士市

災害や避難、計画づくりを知る



永平寺町

みんなで計画をつくる




永平寺町

避難所に行ってみる



永平寺町

 内閣府（防災担当）避難生活担当

個別避難計画の作成に取り組むみなさまへ

- 個別避難計画の作成が災害対策基本法に位置付けられてからおよそ1年半が経過しました。内閣府としては、個別避難計画の作成の取組に関し、現段階において最も重要なことのひとつとして、まずは実際に計画づくりに取り掛かりノウハウを蓄積することがあると考えています。
- 一方、どうやってつくったらよいか、個別避難計画を作成する手順がよくわからないという声をよくお聞きします。
- このため、個別避難計画の作成に取り組もうとしている市町村の担当者や関係者の方々に向けて、内閣府が実施しているモデル事業の参加団体の取組を基に、作成手順を整理したものを、今後の取組の参考として、お示します。

例1

ケアマネジャー等の平素の取組の延長で取り組んでいただく場合

例2

自主防災組織など地域主体の取組から着手する場合

例3

本人・地域記入の個別避難計画から着手する場合

例4

避難訓練や防災まち歩き等の延長で取り組んでいただく場合

※ これらの手順の例は、御自身の市町村の取組の参考としていただくことを想定しており、必ず例の中で示した手順（順序）どおりに取り組まなければならないものではありません。各市町村で話し合い、また、お考えいただき、順序を組み替えることや、手順の足し算・引き算・スキップすることなど、地域の実情に応じて工夫してお使いください。



個別避難計画づくりに取り組むことは、避難行動要支援者の命を守るだけでなく、計画づくりを通じて、地域のつながりの再構築や、平素から困っているときには助け合える地域共生社会づくりにつながっていきます。

ケアマネジャー等の平素の取組の延長で 取り組んでいただく場合

**知る
学ぶ** ケアマネジャーや相談支援専門員など、本人のことをよく知る人や自治会など地域の関係者が集まり、住んでいる地域でおこる災害や避難について話し合い、個別避難計画のことを一緒に学び、考える機会を持ちます。

考える 避難行動要支援者の方が避難するために、事前に決めておかないといけない事柄をケアマネジャーなどの関係者と一緒にそれぞれの立場から考えてみましょう。



**様式を
つくる** 避難のために事前に決めておかないといけない事柄をExcelやWord等で個別避難計画の様式にします。



**本人への
説明**
など ケアマネジャー等による毎月のモニタリングなどの機会を捉えて災害や個別避難計画のことを本人に説明し、作成の同意をいただきます。

**みんなで
つくる** ケアマネジャーなどの本人のことをよく知る人、自治会、本人や家族、保健所や市町村の職員などの関係者が集まり、情報を共有して、一緒に考え、個別避難計画の様式に書き込んでいきます。



完成 必要なことが書かれていることを確認して完成です。
(※本人や避難支援等実施者等と必要な情報を共有します。)

ケアマネジャー等の平素の取組の延長で取り組んで いただく場合(少しくわしい説明)

■個別避難計画の作成に向け、まず、防災、福祉、保健などの庁内の関係部局の職員が、連携して取り組もうとする意識を高めること、また、ケアマネジャーや相談支援専門員などの本人のことをよく知る人や、自主防災組織や自治会、民生委員、社会福祉協議会などの庁外の関係者等が、それぞれに、お互いの役割を理解しあって、連携・協働して取り組んではどうでしょうか。そのため、庁内・庁外の関係者同士の顔の見える関係づくりに取り組んでみませんか。また、計画作成の必要性を共有するためにも、まずは、庁内や地域の関係者に積極的に声をかけ、みんなで学び、考え、一緒に何かをやってみて、実感しあう、という経験をすることから始めてみませんか。

■まず、ケアマネジャー等の本人のことをよく知る人や、自治会など地域の関係者と、住んでいる地域でおこる災害や避難について【参考】学び、話し合い、個別避難計画の必要性について一緒に考える機会を持ちましょう【参考】ハザードマップを利用することなどが考えられます。

※ケアマネジャー等：介護支援専門員、相談支援専門員、保健師、看護師(訪問看護ステーション)など

自治会以外の地域の関係者として考えられる関係者：自主防災組織、民生委員など(積極的に声をかけて関係者の参画につなげましょう。)

■どのような人から個別避難計画をつくれればよいか、みんなで考えてみませんか。優先度にとらわれず、まずは、とりくみやすいところからでも大丈夫です。

※優先度を判断するポイントの例：ハザードマップ、本人の心身の状況や情報取得や判断への支援が必要な程度、独居等の居住実態や社会的孤立

※優先度は、個別避難計画を早期に作成するための手段であり、目的ではないことに留意してください。

※最初は試行的に、優先度が相対的に高くない人の計画作成に取り組み、一定程度ノウハウの蓄積が図られた後に優先度の高い人の計画作成に取り組むことは災害対策基本法の規定に反するものではありません。

■避難行動要支援者の方が避難するために、事前に決めておかないといけない事柄をケアマネジャー等の関係者と一緒に、それぞれの立場から考えてみましょう。

《記載等が必要な事柄》

○本人の氏名、住所又は居所、生年月日、性別、連絡先、避難支援等を必要とする事由

(※氏名などの6項目は、避難行動要支援者名簿に記載されている事項です。)

○避難支援等実施者の

- ・氏名又は名称
- ・住所又は居所
- ・連絡先

(※避難支援等実施者は個人でなく、自治会や自主防災組織などの組織や団体を記載することも可能です。)

○避難先

(※指定福祉避難所、指定一般避難所の福祉避難スペース、親戚知人宅、自宅(屋内安全確保の場合)などの名称等を記載します。)

○避難経路

(※経路上の段差やスロープなど、避難するために本人や避難支援等実施者が必要とする情報が盛り込まれていれば、文字だけでも問題ありません。地図を貼り付けることや、線図や絵を描くことは必須ではありません。)

(例)自宅(〇〇村〇丁目〇番地〇号)⇒村道〇号線⇒自宅の向いにある〇〇公民館2階の休憩室(〇〇村〇丁目〇番地〇号)

■避難のために事前に決めておかないといけない事柄をExcelやWord等で個別避難計画の様式にします。

■ケアマネジャー等による毎月のモニタリングなどの機会を捉えて災害や個別避難計画のことを本人に説明し、作成の同意をいただきます。

※初めは、ケアマネ等から本人等情報を得ながら、作成の難易度が比較的低く、同意や協力を得られそうな人からお願いしてみることも考えられます。

※市町村職員も一緒に訪問し、ハザードマップなどの災害関係の説明は市町村職員が行うことが考えられます。

※感染防止等のため、書面を送付することで説明することや、電話などで行うことなども考えられます。

■ケアマネジャー等、自治会、本人や家族、保健所や市町村の職員が集まり、情報を共有して、一緒に考え、個別避難計画の様式に書き込んでいきます。

※ケアマネジャーなどが関係者に声をかけて開催するサービス担当者会議(調整会議)を「関係者が集まる場」として活用することも考えられます。

※感染防止等のため、書面を送付することで説明することや、電話などで行うことなども考えられます。

■避難の確保と避難支援等の実施に必要なことが記載等されていることを確認して完成です。

■個別避難計画の作成後は、可能な範囲で、本人・家族・避難支援実施者、ケアマネジャー等と一緒に、計画内容に沿った避難訓練を実施し、避難の実効性の確保や内容の改善に取り組むことも考えてみませんか。

※避難訓練の例：玄関先まで出ること、避難先の施設まで歩くなど実際に移動を体験すること、避難先の施設の中で実際に過ごすこと 等

※市町村が実施する福祉避難所開設訓練などに参加することも考えられます。

■避難行動要支援者の心身の状況等は変化します。計画の更新を念頭に置いておきましょう。

自主防災組織など地域主体の取組から着手する場合

知る
学ぶ

自主防災組織や自治会、民生委員など地域の関係者が集まり、住んでいる地域でおこる災害や避難について話し合い、個別避難計画のを知る機会を持ちます。

考える

避難行動要支援者の方が避難するために、事前に決めておかないといけない事柄を自主防災組織など地域の関係者と一緒にそれぞれの立場から考えてみましょう

様式を
つくる

避難のために事前に決めておかないといけない事柄をExcelやWord等で個別避難計画の様式にします。

本人へ
の説明
など

民生委員など、避難行動要支援者のことをよく知る人と一緒に、災害や個別避難計画のことを本人に説明し、作成の同意をいただきます。

みんな
で
つくる

自主防災組織や自治会、民生委員、本人や家族、市町村の職員が公民館などに集まり、情報を共有して、一緒に考え、個別避難計画の様式に書き込んでいきます。

完成

必要なことが書かれていることを確認して完成です。
(※本人や避難支援等実施者等と必要な情報を共有します。)

自主防災組織など地域主体の取組から着手 する場合（少しくわしい説明）

■個別避難計画の作成に向け、まず、防災、福祉、保健などの庁内の関係部局の職員が、連携して取り組もうとする意識を高めること、また、ケアマネジャーや相談支援専門員などの本人のことをよく知る人や、自主防災組織や自治会、民生委員、社会福祉協議会などの庁外の関係者等が、それぞれに、お互いの役割を理解しあって、連携・協働して取り組んではどうでしょうか。そのため、庁内・庁外の関係者同士の顔の見える関係づくりに取り組んでみませんか。また、計画作成の必要性を共有するためにも、まずは、庁内や地域の関係者に積極的に声をかけ、みんなで学び、考え、一緒に何かをやってみて、実感しあう、という経験をすることから始めてみませんか。

■まず、自主防災組織や自治会、民生委員など地域の関係者と、住んでいる地域でおこる災害や避難について学び、話し合い、個別避難計画の必要性について一緒に考える機会を持ちましょう。

■どのような人から個別避難計画をつくれればよいか、みんなで考えてみませんか。優先度にとらわれず、まずは、とりくみやすいところからでも大丈夫です。

※優先度を判断するポイントの例：ハザードマップ、本人の心身の状況や情報取得や判断への支援が必要な程度、独居等の居住実態や社会的孤立

※優先度は、個別避難計画を早期に作成するための手段であり、目的ではないことに留意してください。

※最初は試行的に、優先度が相対的に高くない人の計画作成に取り組み、一定程度ノウハウの蓄積が図られた後に優先度の高い人の計画作成に取り組むことは災害対策基本法の規定に反するものではありません。

■避難行動要支援者の方が避難するために、事前に決めておかないといけない事柄を自主防災組織など地域の関係者と一緒に、それぞれの立場から考えてみましょう。

《記載等が必要な事柄》

○本人の氏名、住所又は居所、生年月日、性別、連絡先、避難支援等を必要とする事由

（*氏名などの6項目は、避難行動要支援者名簿に記載されている事項です。）

○避難支援等実施者の

- ・氏名又は名称
- ・住所又は居所
- ・連絡先

（*避難支援等実施者は個人でなく、自治会や自主防災組織などの組織や団体を記載することも可能です。）

○避難先

（*指定福祉避難所、指定一般避難所の福祉避難スペース、親戚知人宅、自宅（屋内安全確保の場合）などの名称等を記載します。）

○避難経路

（*経路上の段差やスロープなど、避難するために本人や避難支援等実施者が必要とする情報が盛り込まれていれば、文字だけでも問題ありません。地図を貼り付けることや、線図や絵を描くことは必須ではありません。）

（例）自宅（〇〇村〇丁目〇番地〇号）→村道〇号線→自宅の向いにある〇〇公民館2階の休憩室（〇〇村〇丁目〇番地〇号）

■避難のために事前に決めておかないといけない事柄をExcelやWord等で個別避難計画の様式にします。

■民生委員など、避難行動要支援者のことをよく知る人と一緒に、災害や個別避難計画のことを本人に説明し、作成の同意をいただきます。

※初めは、作成の難易度が比較的低く、同意や協力を得られそうな人からお願ひしてみることも考えられます。

※市町村職員も一緒に訪問し、ハザードマップなどの災害関係の説明は市町村職員が行うことが考えられます。

※感染防止等のため、書面を送付することで説明することや、電話などで行うことなども考えられます。

■自主防災組織や自治会、民生委員、本人や家族、市町村の職員が集まり、情報を共有して、一緒に考え、個別避難計画の様式に書き込んでいきます。

※感染防止等のため、書面を送付することで説明することや、電話やウェブミーティングを活用することなども考えられます。

■避難支援等の実施に必要なことが記載等されていることを確認して完成です。

■個別避難計画の作成後は、可能な範囲で、本人・家族・避難支援実施者、自主防災組織等と一緒に、計画内容に沿った避難訓練を実施し、避難の実効性の確保や内容の改善に取り組むことも考えてみませんか。

※避難訓練の例：玄関先まで出ること、避難先の施設まで歩くなど実際に移動を体験すること、避難先の施設の中で実際に過ごすこと等

※市町村が実施する福祉避難所開設訓練などに参加することも考えられます。

■避難行動要支援者の心身の状況等は変化します。計画の更新を念頭に置いておきましょう。

本人・地域記入の個別避難計画から着手する場合

考える

避難行動要支援者の方が避難するために、事前に決めておかないといけない事柄を考えてみましょう。

様式をつくる

避難のために事前に決めておかないといけない事柄をExcelやWord等で個別避難計画の様式にします。

※マイ・タイムラインや災害時個別支援計画など別の取組の様式を活用することも考えられます。

届ける

避難行動要支援者名簿に載っている人に個別避難計画の様式をお届けします。

避難行動要支援者が家族や地域の方の支援を得て様式に必要な事項を記入し、返送します。

(※マイ・タイムラインなどの内容を参考にして書くことも考えられます。)

確認①

返送のあった個別避難計画について、誤記や記載漏れなどが無いかなを確認します。

確認②

記載漏れなどがある場合は、本人(家族)にお電話や訪問することにより、確認します。

完成

必要なことが書かれていることを確認して完成です。
(※本人や避難支援等実施者等と必要な情報を共有します。)

本人・地域記入の個別避難計画から着手 する場合（少しくわしい説明）

■個別避難計画の作成に向け、まず、防災、福祉、保健などの庁内の関係部局の職員が、連携して取り組もうとする意識を高めること、また、ケアマネジャーや相談支援専門員などの本人のことをよく知る人や、自主防災組織や自治会、民生委員、社会福祉協議会などの庁外の関係者等が、それぞれに、お互いの役割を理解しあって、連携・協働して取り組んではどうでしょうか。そのため、庁内・庁外の関係者同士の顔の見える関係づくりに取り組んでみませんか。また、計画作成の必要性を共有するためにも、まずは、庁内や地域の関係者に積極的に声をかけ、みんなで学び、考え、一緒に何かをやってみて、実感しあう、という経験をするところから始めてみませんか。

■どのような人から個別避難計画をつくれればよいか、みんなで考えてみませんか。優先度にとらわれず、まずは、とりくみやすいところからでも大丈夫です。

※優先度を判断するポイントの例：ハザードマップ、本人の心身の状況や情報取得や判断への支援が必要な程度、独居等の居住実態や社会的孤立

※優先度は、個別避難計画を早期に作成するための手段であり、目的ではないことに留意してください。

※最初は試行的に、優先度が相対的に高くはない人の計画作成に取り組み、一定程度ノウハウの蓄積が図られた後に優先度の高い人の計画作成に取り組むことは災害対策基本法の規定に反するものではありません。

■避難行動要支援者の方が避難するために、事前に決めておかないといけない事柄を考えてみましょう。

《記載等が必要な事柄》

○本人の氏名、住所又は居所、生年月日、性別、連絡先、避難支援等を必要とする事由

（*氏名などの6項目は、避難行動要支援者名簿に記載されている事項です。）

○避難支援等実施者の

- ・氏名又は名称
- ・住所又は居所
- ・連絡先

（*避難支援等実施者は個人でなく、自治会や自主防災組織などの組織や団体を記載することも可能です。）

○避難先

（*指定福祉避難所、指定一般避難所の福祉避難スペース、親戚知人宅、自宅（屋内安全確保の場合）などの名称等を記載します。）

○避難経路

（*経路上の段差やスロープなど、避難するために本人や避難支援等実施者が必要とする情報が盛り込まれていれば、文字だけでも問題ありません。地図を貼り付けることや、線図や絵を描くことは必須ではありません。）

（例）自宅（〇〇村〇丁目〇番地〇号）⇒村道〇号線⇒自宅の向いにある〇〇公民館2階の休憩室（〇〇村〇丁目〇番地〇号）

■避難のために事前に決めておかないといけない事柄をExcelやWord等で個別避難計画の様式にします。

■避難行動要支援者名簿に載っている人に個別避難計画の様式をお届けします。

※郵便で送付することや、直接お届けすることなどが考えられます。

※同意についても書面で行うことが、考えられます。

※一部の地区又は避難行動要支援者名簿に載っている人の一部ごとにまとめて送付することや、全部の地区又は避難行動要支援者名簿に載っている全員に一斉に送付することも考えられます。

■返送のあった個別避難計画について、誤記や記載漏れなどがないか確認します。

■記載漏れなどがある場合は、本人（家族）にお電話や訪問することにより、確認します。

■避難支援等の実施に必要なことが記載等されていることを確認して完成です。

※返送がない人には、本人（家族）に、お電話や訪問することが考えられます。

※返送がない人のうち、御自身や家族で作成することが難しい方には、市役所の職員、自主防災組織が支援して作成することが考えられます。

※避難支援等実施者を引き受けていただけない場合、情報伝達など役割を限定して引き受けていただくことも考えられます。

■個別避難計画の作成後は、可能な範囲で、本人・家族・避難支援実施者等と一緒に、計画内容に沿った避難訓練を実施し、避難の実効性の確保や内容の改善に取り組むことも考えてみませんか。

※避難訓練の例：玄関先まで出ること、避難先の施設まで歩くなど実際に移動を体験すること、避難先の施設の中で実際に過ごすこと 等

※市町村が実施する福祉避難所開設訓練などに参加することも考えられます。

■避難行動要支援者の心身の状況等は変化します。計画の更新を念頭に置いておきましょう。

避難訓練や防災まち歩き等の延長で取り組んでいただく場合

考える

避難行動要支援者の方が避難するために、事前に決めておかないといけない事柄を考えてみましょう。

様式をつくる

事前に決めておかないといけない事柄をExcelやWord等で個別避難計画の様式にします。

届ける

避難行動要支援者名簿に載っている人に個別避難計画の様式をお届けします。

まち歩き
避難訓練
など

避難先の施設まで歩くなど実際に移動を体験することや、避難先の施設の中で実際に過ごしてみる。

防災まち歩きや避難訓練の体験を基に、個別避難計画の様式に書き込んでいただき、返送していただきます。

(※地区防災計画で取り組んでいる防災まち歩きや避難訓練などの活動、また、地区防災計画やマイ・タイムラインの内容を参考にしてお書きすることもあります。)

確認①

返送のあった個別避難計画について、誤記や記載漏れなどがないか確認します。

確認②

記載漏れなどがある場合は、本人(家族)にお電話や訪問することにより、確認します。

完成

必要なことが書かれていることを確認して完成です。
(※本人や避難支援等実施者等と必要な情報を共有します。)

避難訓練や防災まち歩き等の延長で取り組んでいただく場合（少しくわしい説明）

■個別避難計画の作成に向け、まず、防災、福祉、保健などの庁内の関係部局の職員が、連携して取り組もうとする意識を高めること、また、ケアマネジャーや相談支援専門員などの本人のことをよく知る人や、自主防災組織や自治会、民生委員、社会福祉協議会などの庁外の関係者等が、それぞれに、お互いの役割を理解しあって、連携・協働して取り組んではどうでしょうか。そのため、庁内・庁外の関係者同士の顔の見える関係づくりに取り組んでみませんか。また、計画作成の必要性を共有するためにも、まずは、庁内や地域の関係者に積極的に声をかけ、みんなで学び、考え、一緒に何かをやってみて、実感しあう、という経験をすることから始めてみませんか。

■どのような人から個別避難計画をつくれればよいか、みんなで考えてみませんか。優先度にとらわれず、まずは、とりくみやすいところからでも大丈夫です。

※優先度を判断するポイントの例：ハザードマップ、本人の心身の状況や情報取得や判断への支援が必要な程度、独居等の居住実態や社会的孤立

※優先度は、個別避難計画を早期に作成するための手段であり、目的ではないことに留意してください。

※最初は試行的に、優先度が相対的に高くない人の計画作成に取り組み、一定程度ノウハウの蓄積が図られた後に優先度の高い人の計画作成に取り組みことは災害対策基本法の規定に反するものではありません。

■避難行動要支援者の方が避難するために、事前に決めておかないといけない事柄を考えてみましょう。

《記載等が必要な事柄》

○本人の氏名、住所又は居所、生年月日、性別、連絡先、避難支援等を必要とする事由

（*氏名などの6項目は、避難行動要支援者名簿に記載されている事項です。）

○避難支援等実施者の

- ・氏名又は名称
- ・住所又は居所
- ・連絡先

（*避難支援等実施者は個人でなく、自治会や自主防災組織などの組織や団体を記載することも可能です。）

○避難先

（*指定福祉避難所、指定一般避難所の福祉避難スペース、親戚知人宅、自宅（屋内安全確保の場合）などの名称等を記載します。）

○避難経路

（*経路上の段差やスロープなど、避難するために本人や避難支援等実施者が必要とする情報が盛り込まれていれば、文字だけでも問題ありません。地図を貼り付けることや、線図や絵を描くことは必須ではありません。）

（例）自宅（〇〇村〇丁目〇番地〇号）→村道〇号線→自宅の向いにある〇〇公民館2階の休憩室（〇〇村〇丁目〇番地〇号）

■避難のために事前に決めておかないといけない事柄をExcelやWord等で個別避難計画の様式にします。

■避難行動要支援者名簿に載っている人に個別避難計画の様式をお届けします。

※郵便で送付することや、直接お届けすることなどが考えられます。

※同意についても書面で行うことが、考えられます。

※一部の地区又は避難行動要支援者名簿に載っている人の一部ごとにまとめて送付することや、全部の地区又は避難行動要支援者名簿に載っている全員に一律に送付することも考えられます。

■避難先の施設まで歩くなど実際に移動を体験することや、避難先の施設の中で実際に過ごしてみて、その体験を基に、個別避難計画の様式に書き込んでいただき、返送していただきます。

■返送のあった個別避難計画について、誤記や記載漏れなどがないか確認します。

■記載漏れなどがある場合は、本人（家族）にお電話や訪問することにより、確認します。

■避難支援等の実施に必要なことが記載等されていることを確認して完成です。

※返送がない人には、本人（家族）に、お電話や訪問することが考えられます。

※返送がない人のうち、御自身や家族で作成することが難しい方には、市役所の職員、自主防災組織が支援して作成することが考えられます。

※避難支援等実施者を引き受けていただけない場合、情報伝達など役割を限定して引き受けていただくことも考えられます。

■個別避難計画の作成後は、可能な範囲で、本人・家族・避難支援実施者等と一緒に、計画内容に沿った避難訓練を実施し、避難の実効性の確保や内容の改善に取り組むことも考えてみませんか。

※避難訓練の例：玄関先まで出ること、避難先の施設まで歩くなど実際に移動を体験すること、避難先の施設の中で実際に過ごすこと 等

※市町村が実施する福祉避難所開設訓練などに参加することも考えられます。

■避難行動要支援者の心身の状況等は変化します。計画の更新を念頭に置いておきましょう。

市町村のみなさまが 個別避難計画の作成により取り組みやすくなるために ～ 先行して取り組む自治体や関係者の経験を踏まえ ～

- できることから、できる方法で、まず、行動してみましよう。
- 個別避難計画の作成に取り組む市内・市外の連携体制や様式等、そして、作成した一つ一つの計画の内容は、最初から100点満点である必要はありません。
- うまくいったことや、うまくいかなかったことなどの経験や地域の実情などを踏まえて、少しずつ体制や様式等の改善、そして、記載内容の充実へと、だんだんと良いものにしていきましょう。
- 優先度は、できるだけ早期に作成するための手段であり、優先度を考えること自体が目的ではないので、あまりとらわれないようにしましよう。
- 避難行動要支援者名簿に掲載等されている方は、全員、等しく優先度が高いと整理することや、ノウハウを蓄積するために、試行的な取組をすることは、問題ありません。まずは、作成への一歩を踏み出してみましよう。
- 避難支援等実施者は、その負担を考慮して、複数で役割を分担することもよいことでしょう。また、今は記載等できなくても、今後の調整の中で、段階的に記載等していくことも考えられること、そして、個人でなく、福祉事業所やボランティア団体、自主防災組織や自治会などの組織や団体も考えられることを思い出してみましよう。
- 現時点で解決できない課題は、一旦、対応を保留し、まずは今できる方法で作成を進めていきましょう。
- 個別避難計画を一つ作成できれば、その経験を元に、反復や応用、発展が可能です。徐々によいものにしていきましょう。
- 個別避難計画は、関係者がみんなでスクラムを組む気持ちで取り組みましよう。
- 困ったことがあったら、ともに個別避難計画に取り組む全国の市町村、都道府県、内閣府などに、相談してみてください。みんなで一緒に考えていきましょう。



● ● 町個別避難計画

避難行動要支援者

個別避難計画に記載等された情報（計画情報）は、避難支援等の実施に必要な限度で消防や警察等の避難支援等関係者に提供されることとなります。また、個別避難計画は、あくまで避難の円滑化や避難行動への支援の可能性を高めるためのものであり、計画に記載等された情報の一部だけを消防や警察等の避難支援等関係者に提供することも可能です。提供先では必要以上に共有することがないようにするなど、情報漏洩の防止などの対応に努めています。

ふりがな	ばんどう たろう	計画情報を避難支援等関係者に提供することに同意します <input checked="" type="checkbox"/>	生年月日	平成●●年●●月●●日
氏名	坂東 太郎		性別	<input checked="" type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女
住所又は居所	●●町字◆◆23番地	避難するときに必要な支援の内容 聞こえに関して支援していただきたいです		
電話番号その他の連絡先	●●●-●●●-1234			

避難支援等実施者

避難支援等実施者本人やその家族等の生命及び身体の安全を守ることが大前提です。また、個別避難計画は、あくまで避難の円滑化や避難行動への支援の可能性を高めるためのものであり、避難支援等実施者に対して、避難支援等の結果について 法的な責任や義務を負わせるものではありません。避難支援等実施者は個人である必要はありません。組織や団体を記載することも可能です。

ふりがな	ふくし うめこ	計画情報を避難支援等関係者に提供することに同意します <input checked="" type="checkbox"/>	できること <input checked="" type="checkbox"/> 高齢者等避難などの避難情報の伝達 <input type="checkbox"/> 避難しているかの確認 <input type="checkbox"/> 避難先と一緒に行く <input checked="" type="checkbox"/> その他 〔※具体的に書いてください メールやFAXで、避難しているかを確認〕
氏名又は名称	福祉 梅子		
住所又は居所	●●町字◆◆35番地		
電話番号その他の連絡先	●●●-●●●-5678		

ふりがな	ぼうさい いちろう	計画情報を避難支援等関係者に提供することに同意します <input checked="" type="checkbox"/>	できること <input type="checkbox"/> 高齢者等避難などの避難情報の伝達 <input checked="" type="checkbox"/> 避難しているかの確認 <input type="checkbox"/> 避難先と一緒に行く <input type="checkbox"/> その他 〔※具体的に書いてください 避難先と一緒に行く(呼集がない場合に限りです)〕
氏名又は名称	防災 一郎		
住所又は居所	●●町字◆◆56番地		
電話番号その他の連絡先	●●●-●●●-6789		

ふりがな	しかくしかくじちかい	計画情報を避難支援等関係者に提供することに同意します <input checked="" type="checkbox"/>	できること <input type="checkbox"/> 高齢者等避難などの避難情報の伝達 <input checked="" type="checkbox"/> 避難しているかの確認 <input checked="" type="checkbox"/> 避難先と一緒に行く <input type="checkbox"/> その他 〔※具体的に書いてください〕
氏名又は名称	◆◆自治会		
住所又は居所	●●町字◆◆78番地		
電話番号その他の連絡先	●●●-●●●-7891		

1名や1団体でも問題ありません。3以上の場合、欄を増やしたり、欄外や裏面を活用してください。

避難先・避難経路・その他

避難経路は災害時にとることが予定される経路を書いてください。災害の状況によっては、記載のとおり避難できない場合もあります。その場合は、当日の状況に応じて避難経路や避難先を変更してください。

避難先 自宅（※屋内安全確保の場合） ◆◆公民館（※立退き避難の場合）	避難経路 自宅→町道●号線を渡る→◆◆公民館 (道路をはさみ自宅向かい) 〔※自宅前に流雪溝があります。雪が積もっている時季には見えにくいので気を付けてください。〕	その他 玄関先に必要なお薬を入れている非常用持ち出し袋を準備しているので、忘れず持ち出すよう、みんなで声かけしてください。
--	--	---

災害時の御相談先： ●●町●●課●●係 ●●●-●●●-●●●●



「個別避難計画の作成に取り組むみなさまへ」（令和5年1月13日）



内閣府（防災担当）避難生活担当

都道府県や市町村の主催する担当者会議、説明会、研修、講演会等において、内閣府職員から個別避難計画に関して説明しています。以下の担当まで相談ください。

内閣府（防災担当）避難生活担当 03-5253-2111

ロゴ
など

〇〇県 〇〇〇〇部 〇〇〇〇課 (例)

市町村の主催する担当者会議、説明会、研修、講演会等において、県職員から個別避難計画に関して説明します。以下の担当まで相談ください。 (記載例です)

〇〇県〇〇〇〇部〇〇〇〇課〇〇室 XXX-XXX-XXXX

ロゴ
など

〇〇町 〇〇〇〇部 〇〇〇〇課 (例)

地区の主催する会合、研修、打ち合わせ、避難訓練などのイベント等において、町職員から個別避難計画に関して説明します。以下の担当まで相談ください。 (記載例です)

〇〇町〇〇〇〇部〇〇〇〇課〇〇係 NNN-NN-NNNN

もっとくわしく知りたくなったら？（法律や取組指針など）⇒ <https://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagyousei/yoshiensha.html>

危 第 355 号
令和4年9月8日

各市町村防災担当課室長 殿

岡山県危機管理課長

改正個人情報保護法の施行後の避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の情報提供
に関する「条例に特別の定めがある場合」の取扱いについて（通知）

本県の防災・危機管理行政の推進については、平素から格別の御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

このことについて、令和4年9月2日付け、府政防第1284号で内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）、消防災第194号で消防庁国民保護・防災部防災課長から別添のとおり通知がありました。

先般通知した「避難行動要支援者の避難確保に向けた名簿情報の提供・活用及び個別避難計画の作成について」（令和4年6月28日付け、府政防第1105号、消防災第163号）においては、改正個人情報保護法の施行後の災害対策基本法第49条の11第2項及び第49条の15第2項のただし書に規定される「条例に特別の定めがある場合」の取扱いについて、別途、考え方を示すとされていたところですが、このたび、留意点が示されましたので確認の上、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の平時からの情報の提供や活用が推進されるよう、必要な見直しを速やかに進めていただきますよう、よろしく願いいたします。

<問い合わせ先>

岡山県危機管理課地域防災推進班 担当：山崎

〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号

直 通 電 話：086-226-7562

ファックス：086-225-4559

E - m a i l：kikikanri-bousaitaisaku@pref.okayama.lg.jp

府政防第 1284 号
消防災第 194 号
令和 4 年 9 月 2 日

各都道府県消防防災主管部（局）長 殿

内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）
消防庁国民保護・防災部防災課長

改正個人情報保護法の施行後の避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の情報提供に
関する「条例に特別の定めがある場合」の取扱いについて

防災行政の推進につきましては、日頃から格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

地方公共団体における個人情報の取扱いについては、「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」（令和 3 年法律第 37 号）第 51 条の規定により「個人情報の保護に関する法律」（平成 15 年法律第 57 号。以下「個人情報保護法」という。）が改正され、令和 5 年 4 月 1 日以降は、改正後の個人情報保護法（以下「改正個人情報保護法」という。）において規定されることとなります。

このことに関して、「避難行動要支援者の避難確保に向けた名簿情報の提供・活用及び個別避難計画の作成について」（令和 4 年 6 月 28 日付け府政防第 1105 号、消防災第 163 号）において、改正個人情報保護法の施行後の災害対策基本法第 49 条の 11 第 2 項ただし書及び第 49 条の 15 第 2 項ただし書に規定される「条例に特別の定めがある場合」の取扱いについて、別途、考え方を示すこととしておりましたが、下記のとおり、留意点を示しますので、貴都道府県内の市町村に対しても周知いただきますようお願いいたします。併せて、地域防災計画の修正など必要な見直しを速やかに進められるようお願いいたします。

なお、本件については、個人情報保護委員会事務局と協議済みであり、また、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項に基づく技術的助言として発出するものであることを申し添えます。

記

（1）個別条例において明文で根拠を設けている場合

災害対策基本法第 49 条の 11 第 2 項ただし書及び第 49 条の 15 第 2 項ただし書の「条例に特別の定めがある場合」であって個別条例において条例上明文で根拠を設けている場合（別紙 1（1）参照）については、改正個人情報保護法が全面施行される令和 5 年 4 月 1 日以降の法体系に適合するため、特段の改正を行う必要は無く、引き続き、そのままの形で運用を行うことができる。

(2) 個人情報保護条例上の一般的な外部提供に関する規定を根拠としている場合

改正個人情報保護法施行後は、目的外利用・提供を行う場合に典型的に審議会等の諮問を要する旨の規定について条例に置くことが許容されないこととなる。このため、「個人情報保護審議会の意見を聴いて、公益上の必要があると認めたとき」のように、個人情報保護条例上の一般的な外部提供に関する規定を根拠としている場合（別紙1（2）参照）については、改正個人情報保護法施行後は、外部提供を行うことができなくなるので、以下の例を参考とした対応が必要となる。

対応例①

個別条例を制定し、災害対策基本法に基づき外部提供に際して本人同意を不要とする旨などを規定すること。（別紙2（1）参照）

対応例②

改正個人情報保護法施行を受けた個人情報保護条例の改廃に併せて、個人情報保護法に関する条例と一体となる形で、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の情報提供について審議会等の意見を聴いて実施する旨などを規定すること。（別紙2（2）参照）

対応例③

条例による特別な定めを制定せず、避難行動要支援者等に対して外部提供に関する本人同意を得ること。

<補足>

- 別紙1、別紙2及び参考資料は、便宜的に避難行動要支援者名簿に関して示しているが、個別避難計画に関しても同様である。

<問合せ先>

内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）付

藤田参事官補佐、塚原主査、草間事務官、吉岡事務官

電話：03-5253-2111（代表）、03-3501-5191（直通） ファクシミリ：03-3502-6034

電子メール：y-hinan.k4n@cao.go.jp

消防庁国民保護・防災部防災課

鈴木補佐、青木係長、木本事務官

電話：03-5253-7525 ファクシミリ：03-5253-7535

電子メール：bousaityousei@ml.soumu.go.jp

「条例に特別の定めがある場合」に関する根拠規定、運用に関する通知等

○災害対策基本法（昭和36年法律第233号）（抄）

（名簿情報の利用及び提供）

第四十九条の十一 市町村長は、避難支援等の実施に必要な限度で、前条第一項の規定により作成した避難行動要支援者名簿に記載し、又は記録された情報（以下「名簿情報」という。）を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

2 市町村長は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、地域防災計画の定めるところにより、消防機関、都道府県警察、民生委員法（昭和三十二年法律第百九十八号）に定める民生委員、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第百九条第一項に規定する市町村社会福祉協議会、自主防災組織その他の避難支援等の実施に携わる関係者（次項、第四十九条の十四第三項第一号及び第四十九条の十五において「避難支援等関係者」という。）に対し、名簿情報を提供するものとする。ただし、当該市町村の条例に特別の定めがある場合を除き、名簿情報を提供することについて本人（当該名簿情報によつて識別される特定の個人をいう。次項において同じ。）の同意が得られない場合は、この限りでない。

3 市町村長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、名簿情報を提供することができる。この場合においては、名簿情報を提供することについて本人の同意を得ることを要しない。

○災害対策基本法等の一部を改正する法律による改正後の災害対策基本法等の運用について（平成25年6月21日付け府政防第559号・消防災第246号・社援総発0621第1号）（抄）

5. 避難行動要支援者名簿（法第49条の10から第49条の13まで関係）

（3）名簿の利用及び提供（法第49条の11関係）

② 平常時における名簿情報の外部提供（第2項）

エ) 条例による特例措置

本項に基づく名簿情報の事前提供は、本人同意を前提としているが、より積極的に避難支援を実効あるものとする等の観点から、自治体が条例で特に定める場合については、同意を要しないこととした。

このような特例措置としては、外部提供について同意を不要とする旨を条例上明文で根拠を

設けてある場合のほか、「個人情報保護審議会の意見を聴いて、公益上の必要があると認めるとき」のように、個人情報保護条例上の他の規定を根拠とする場合についても、本項にいう「条例に特別の定めがある場合」に該当する。

避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（平成 25 年 8 月（令和 3 年 5 月改定）内閣府（防災担当））（抄）

第Ⅱ部 避難行動要支援者名簿

第 2 避難行動要支援者名簿の作成等

4 避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供

（2）条例による特別の定め

- 改正個人情報保護法では、地方公共団体に関する個人情報保護の取扱いについて規定されることとなるが、改正個人情報保護法が自治体の個人情報保護に関する一般法であるのに対し、避難行動要支援者名簿の個人情報保護についての取扱いは特別法である災害対策基本法が優先されるため、改正個人情報保護法の施行後は、災害対策基本法第 49 条の 11 第 2 項の規定により、条例に特別の定めがある場合は、名簿情報を提供することについて本人の同意を要しない。

現行の「条例に特別の定めがある場合」に該当する条例の規定と必要な対応の例

(1) 個別条例において明文で根拠を設けている場合の例

○●●町避難行動要支援者名簿に関する条例（令和●年条例第●号）（抄）

（名簿情報の提供）

第●条 町長は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者に対し、避難行動要支援者名簿に記載した情報（以下「名簿情報」という。）を提供するものとする。この場合において、●●県警察、●●広域連合消防本部、●●町消防団条例（平成●年条例第●号）に規定する消防団及び民生委員へ提供する場合に限り、名簿情報を提供することについて避難行動要支援者の同意を得ることを必要としないものとする。

2 町長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があるときは、法第49条の11第3項の規定により、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、避難行動要支援者の同意を得ることなく、名簿情報を提供することができる。

（必要な対応の例）

→ 個人情報保護条例とは別の条例で規定しているため、令和5年4月1日以降の改正個人情報保護法の地方公共団体への直接適用に伴う当該条例の改正は不要である。

(2) 「個人情報保護審議会の意見を聴いて、公益上の必要があると認めるとき」のように、個人情報保護条例上の一般的な外部提供に関する規定を根拠としている場合の例

○●●市個人情報保護条例（平成●年条例第●号）（抄）

（保有個人情報の利用及び提供の制限）

第●条 実施機関は、利用目的以外の目的のために保有個人情報（保有特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）を自ら利用し、又は提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。

- (1) 法令等に定めがあるとき。
- (2) 本人の同意を得ているとき。
- (3) 報道、出版等により公にされたものを利用し、又は提供するとき。
- (4) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
- (5) 同一実施機関内で利用する場合又は国等若しくは他の実施機関に提供する場合であって、利用するもの又は提供を受けるものの所掌する事務の遂行に必要な限度で利用し、かつ、当該保有個人情報を利用することに相当の理由があると認められるとき。
- (6) 専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、又は本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になると認められるとき。
- (7) 前各号に定めるもののほか、実施機関が、審査会の意見を聴いた上で、特に必要があると認めるとき。

（必要な対応の例）

→ 令和5年4月1日以降の改正個人情報保護法の地方公共団体への直接適用に伴い、当該条例の改廃が必要である。

令和5年4月1日以降の法体系に適合する「条例に特別の定めがある場合」の条文イメージは、別紙2に示している。

改正個人情報保護法が施行される令和5年4月1日以降の法体系に適合する「条例に特別の定めがある場合」の条文イメージの例

(1) (イメージ例1) 個別条例(例:避難行動要支援者名簿に関する条例)を定める場合

(名簿情報の提供)

第●条 市長は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、災害対策基本法(昭和36年法律第233号)第49条の11第2項に規定する避難支援等関係者に対し、同項に規定する避難行動要支援者名簿に記載した情報(以下「名簿情報」という。)を提供するものとする。この場合において、●●地区消防組合、●●市消防団条例(平成●年条例第●号)に規定する消防団、●●県警察、●●市の区域に置かれた民生委員法(昭和三十二年法律第百九十八号)に定める民生委員、社会福祉法人●●市社会福祉協議会、●●市の区域に設立された災害対策基本法(昭和36年法律第223号第5条第2項)に規定する自主防災組織その他避難支援等の実施に携わる関係者として規則で定める者へ提供する場合に限り、名簿情報を提供することについて避難行動要支援者の同意を得ることを必要としないものとする。

※審議会等の答申に基づき運用を行っている場合、当該運用を個別条例の条文に落とし込むことを想定。

(2) (イメージ例2) 個人情報保護法に関する条例と一体となる形で規定を置く場合(審議会への諮問・答申を要件とする場合)

(審議会への諮問)

第●条 市の機関(議会を除く。以下同じ。)は、次のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、〇〇市個人情報保護審議会条例(令和〇〇年〇〇市条例第〇〇号)第〇〇条に規定する〇〇市個人情報保護審議会に諮問することができる。

- 一 この条例の規定を改正し、又は廃止しようとする場合
- 二 個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第66条第1項の規定に基づき講ずる措置の基準を定めようとする場合
- 三 前二号の場合のほか、市の機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合

2 市長は、災害対策基本法(昭和36年法律第233号)第49条の11第2項に規定する避難支援等関係者に対し、避難行動要支援者名簿に記載した情報(以下「名簿情報」という。)を提供することについて審議会の意見を聴いた上で、特に必要があると認めるときは、名簿情報を提供することができる。

※個人情報保護法を根拠とする規定と災害対策基本法を根拠とする規定がひとつの条例に併存することとなるため、条例の目的規定等の記載には留意されたい。

<留意事項>

- 災害対策基本法及び改正個人情報保護法の条文の解釈等を前提に、市町村において定め得る条例の条文イメージを示すものである。
- したがって、これらの条文のイメージは、そのままの形で条例化されることは想定しておらず、あくまで、市町村担当者の概要把握の一助となることを期待して、示すものである。
- (2)で検討する場合、必要に応じ個人情報保護担当課と協議ありたい。

府政防第 1105 号
消防災第 163 号
令和 4 年 6 月 28 日

各都道府県消防防災主管部（局）長 殿

内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）
消防庁国民保護・防災部防災課長

避難行動要支援者の避難確保に向けた名簿情報の提供・活用及び個別避難計画の作成について

平素より消防防災行政の推進に御協力いただき、厚くお礼申し上げます。

避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等に係る取組状況を把握するため、「避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等に係る取組状況の調査について（照会）」（令和 4 年 1 月 14 日付け府政防第 214 号、消防災第 14 号）において報告を依頼していたところであり、調査結果（以下「本調査結果」という。）について、別添のとおり取りまとめました。

この結果、個別避難計画が未策定の市町村は 574 団体（33.0%）あり、そのうち、令和 5 年度以降に着手予定の市町村が 288 団体（16.5%）ありました。

各都道府県においては、避難行動要支援者の避難確保に向け、名簿情報の提供・活用、個別避難計画の作成が進むよう、下記の事項を御理解の上、管内の市町村に対して周知するとともに、市町村の取組を支援していただくようお願いいたします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項に基づく技術的助言であることを申し添えます。

記

1. 避難行動要支援者名簿関係

（1）避難行動要支援者名簿の更新について

避難行動要支援者の心身の状況や生活実態は時間経過とともに常に変化するものであり、定期的に実態を把握し、名簿に反映する必要があることから、市町村においては、更新サイクルや更新の仕組みの見直しを検討すること。

（2）平常時からの名簿情報の提供・活用の推進

過去の災害においては、平常時に提供された名簿を活用し、避難行動支援や安否確認等が実施されており、平常時から名簿を提供し避難支援体制の構築に努めることが円滑な避難支援については避難行動要支援者の安全確保に効果的である（参考資料 1.（1））。

平常時から名簿情報を提供していない市町村（本調査結果では 182 団体）においては、地域の実情に応じ、外部提供への本人同意の取得や参考資料 1.（2）にあるような本人同意の有無にかかわらず外部提供できる根拠となる条例の制定を検討し、避難支援等関係者への名簿情報

の事前提供を進めること。

(3) 改正個人情報保護法の施行後の名簿情報等の取扱い

令和3年5月に成立した「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」による改正個人情報保護法の施行（令和5年4月1日）後は、一般的な個人情報の外部提供は個人情報保護条例ではなく、改正個人情報保護法で利用目的以外の利用が制限されることとなるが、避難行動要支援者名簿の個人情報保護についての取扱いは特別法である災害対策基本法が優先されるため、災害対策基本法第49条の11第2項に基づき、本人同意を得た上で、平常時から名簿情報を外部に提供することが可能である（条例に特別の定めがある場合（参考資料1.（2））は、避難行動要支援者の同意の有無にかかわらず提供できる。）。

なお、「個人情報保護審査会の意見を聴いて、公益上の必要があると認めるとき」のように、個人情報保護条例上の一般的な個人情報の外部提供に関する規定を根拠として、平常時に名簿情報を提供するという運用を

- ・すでに行っている市町村（本調査結果では81団体）
- ・今後、改正個人情報保護法が施行されるまでの期間に行うこととしている市町村

における、上記の運用の施行後の取扱いについては、本通知とは別に、内閣府及び消防庁から考え方を示す予定であること。

また、名簿情報に係る取扱いと同様、災害対策基本法第49条の15第2項に基づき個別避難計画情報を平常時に提供する運用の取扱いについても、今後、考え方を示す予定であること。

2. 個別避難計画関係

(1) 実効性のある個別避難計画作成に向けた取組

実効性のある個別避難計画作成に向けた取組については、次のようなことが挙げられる。

- ①庁内の連携：防災、福祉などの関係部署にある情報等が共有でき、個別避難計画の円滑な作成につながる。
- ②庁外との連携：自主防災組織など地域の関係者の参画により、避難支援等実施者の確保に結びつくなど、個別避難計画の円滑な作成につながる。
- ③福祉専門職の参画：福祉専門職は、本人の心身の状況や社会的孤立の状況などを把握していることから、避難行動要支援者本人の信頼や安心を得られることにつながる。
- ④避難訓練の実施：避難行動要支援者本人が参加する避難訓練を実施することは、個別避難計画の内容の見直しなどにつながる。

しかし、これらの取組について全て未検討の市町村が221団体となっている。特に、①庁内の連携、②庁外との連携、③福祉専門職の参画は、個別避難計画を作成することの前提になるものであり、未検討の市町村は速やかに取組を進めること。

(2) 個別避難計画作成の優先度の検討

市町村が個別避難計画を作成する際の優先度の検討は、早期に計画を作成するための手段であることから、検討中又は未検討と回答した1,348団体については、速やかに完了すること。また、検討が完了した後も、状況に応じて優先度の高い者を追加して選定するなど、弾力的に運用すること。

(3) 個別避難計画の策定状況

個別避難計画が未策定の市町村は 574 団体であり、前回の調査結果（令和 2 年 10 月時点）の 577 団体とほぼ同じ状況である。

優先度の高い者について令和 3 年度からおおむね 5 年程度で作成するためには、本年度中に着手することが非常に重要である。こうしたことから、地域の状況に応じて、できる取組から順次取り組むことにより、令和 4 年度中に着手予定の 251 団体は令和 4 年度中に着実に取組を進め、令和 5 年度以降に着手予定の 288 団体は令和 4 年度中に着手することについて前倒しを含め検討すること。

(4) 今後の個別避難計画の策定の進め方

既に個別避難計画の作成に着手している市町村は更に効率的・効果的に取組を進め、まだ着手していない市町村については令和 4 年度内に個別避難計画の作成に着手するよう、庁内や庁外との連携や福祉専門職の参画等により、実効性のある個別避難計画の作成を進めること。

都道府県においては、管内の全ての市町村が令和 4 年度内に着手できるよう、市町村に対し事例や留意点などの提示、研修会の実施などの取組を通じて支援すること。

今後、内閣府及び消防庁は、まだ個別避難計画の作成に着手していない市町村について、今後の取組予定等を把握するため調査を行う予定であり、令和 4 年度中に着手できるよう助言などの支援をしていく。

また、都道府県や市町村の主催する担当者会議、説明会、研修、講演会等において、内閣府職員から個別避難計画に関して説明することとしているので、必要に応じて以下の担当まで相談すること。

<問合せ先>

個別避難計画の調査に関すること：内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）付
藤田参事官補佐、塚原主査、草間事務官、石塚事務官

TEL：03-3501-5191 FAX：03-3502-6034 E-mail：y-hinan.k4n@cao.go.jp

避難行動要支援者名簿の調査に関すること：消防庁国民保護・防災部防災課
鈴木補佐、青木係長、木本事務官

TEL：03-5253-7525 FAX：03-5253-7535 E-mail：bousaityousei@ml.soumu.go.jp

(参考資料)

1. 平常時からの名簿情報の事前提供の推進

(1) 平常時からの名簿情報の提供関係

① 岡山県総社市下原地区

自主防災組織が、提供された名簿情報を基に独自に作成した名簿を用いて避難訓練を実施しており、平成30年7月豪雨ではこの名簿を使って避難支援を行い、一人の犠牲者も出さなかった。

② 愛媛県大洲市三善地区

提供された名簿情報を活用し、避難場所、避難の合図（タイミング）、気にかける人（避難支援を必要とする人等）などを記した災害・避難カードを、避難訓練を通じて作成しており、平成30年7月豪雨では各自がカードに基づき避難行動・避難支援を行い、一人の犠牲者も出さなかった。

(2) 平常時からの名簿情報の提供の根拠となる条例化関係

① 宮城県七ヶ浜町（平成30年6月13日制定）

・七ヶ浜町避難行動要支援者の名簿情報の提供に関する条例（抄）

（名簿情報の提供）

第4条 町長は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者に対し、避難行動要支援者の同意を得ることなく当該避難行動要支援者に係る名簿情報を提供することができるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、町長は、避難行動要支援者が、規則で定める方法により、当該避難行動要支援者に係る名簿情報の提供の拒否を申し出たときは、当該名簿情報の提供をすることができない。

② 三重県津市（平成27年6月25日制定）

・津市避難行動要支援者名簿情報の提供に関する条例（抄）

（名簿情報の提供）

第3条 市長は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、津市地域防災計画の定めるところにより、避難支援等関係者に対し、名簿情報を提供するものとする。ただし、次に掲げる場合を除き、名簿情報を提供することについて本人（当該名簿情報によって識別される特定の個人をいう。）の同意が得られない場合は、この限りでない。

(1) 避難行動要支援者が当該名簿情報の提供に関し、規則で定めるところにより拒否の申出をしていない場合

(2) 前号の拒否の申出をした場合であっても、津市防災会議において、避難支援等の実施のために名簿情報の提供が必要であると認める場合

(3) 第1号の拒否の申出をした場合であっても、津市情報公開・個人情報保護審査会の意見を聴いて、市長が避難支援等の実施を支援するために名簿情報の提供が必要であると認める場合

2. 個別避難計画作成に向けた支援策等

(1) 個別避難計画作成モデル事業

令和3年度の個別避難計画作成モデル事業（※）の事業報告書では、モデル事業を通じて見えてきた様々な留意点や取組の参考となる多くの事例などを示しています。本報告書を参考に地域の特性や実状を踏まえつつ、実効性のある個別避難計画の作成をお願いしています。

※令和3年度個別避難計画作成モデル事業のページ

<https://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagyousei/r3modeljigyo.html>

(2) 財政措置

「避難行動要支援者の避難に係る取組の推進及びこれに伴う地方財政措置等について」（令和4年2月28日付け事務連絡）で周知しているとおり、市町村における個別避難計画の作成経費については、引き続き、令和4年度も地方交付税措置を講ずることとされています。

(3) クラウド型被災者支援システム

個別避難計画は定期的な更新も必要であり、限られた体制で効率的に作成を進め、災害時に迅速に活用するにはシステムの活用が考えられます。

現在、内閣府が開発を進めており、令和4年度から地方公共団体情報システム機構（J-LIS）が運用を開始する「クラウド型被災者支援システム」は、平時においては、各市町村における既存の避難行動要支援者名簿をシステムに取り込み、住民基本台帳等も活用して効率的に個別避難計画の作成や更新ができるシステムです。

また、発災時は住民基本台帳も活用して避難者名簿を効率的に作成でき、個別避難計画を参照することで、個別の被災者の状況を踏まえた被災者支援をスムーズに行うことが可能です。

このように本システムは、市町村の事務負担を軽減し、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成や更新を効率的に行い、発災時の被災者支援にスムーズにつながるものです。

本システムの概要や導入経費については、事務連絡を発出したほか、内閣府主催で説明会を開催し、活用の検討をお願いしています。

・「クラウド型被災者支援システムの整備の推進について」

（令和3年11月16日付け事務連絡）

・「クラウド型被災者支援システムの導入経費に係る緊急防災・減災事業債の活用について」

（令和3年12月14日付け事務連絡）

・「クラウド型被災者支援システムに関する説明会」

（令和3年12月17、20日、令和4年5月13、16日）

※資料や動画を掲載

https://www.bousai.go.jp/oyakudachi/cloud_shien.html